

「滋賀県障害者プラン【改定版】（原案）」に対する意見・情報の募集について

本県では、平成 27 年 3 月に、「滋賀県障害者プラン（以下「プラン」という。）」を策定し、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」という基本理念を掲げ、障害のある方が「地域とともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」に向け、施策の総合的な推進を図ってきました。

障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの方が望む暮らしのできる社会の実現には、まだ多くの課題が残されており、障害福祉サービスの充実のもとより、障害者理解や合理的配慮の機運の醸成、福祉のまちづくりの推進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があります。

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、障害のある人が望む暮らしを実現できるよう、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会の実現に向け、「滋賀県障害者プラン【改定版】（原案）」を作成しましたので、その内容を公表し、広く皆様からのご意見、情報を以下のとおり募集します。

なお、お寄せいただいたご意見・情報に関しては、県の考え方を整理したうえで県ホームページ等において公表することとしており、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表する資料

- (1) 「滋賀県障害者プラン【改定版】（原案）」の概要
- (2) 「滋賀県障害者プラン【改定版】（原案）」

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課、県民活動生活課県民情報室、および各合同庁舎行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3 ご意見・情報の募集期間

平成 29 年 12 月 20 日（水）～平成 30 年 1 月 19 日（金）まで（必着）

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

- (1) 郵送 〒520-8577（住所の記載は不要）滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
- (2) ファックス 077-528-4853
- (3) 電子メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

5 お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 共生推進係
電話 077-528-3540（直通）

6 その他

- (1) ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。（ご意見・情報以外の内容は、公表しません。）
- (2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。
- (4) 改定の対象は「重点施策（P30～P39）」および「障害福祉計画および障害児福祉計画（P40～P57）」になりますので、当該部分についてご意見をお願いします。

「滋賀県障害者プラン【改定版】（原案）」の概要

基本的事項

計画の位置付け

- ・障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画
- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画

計画期間

平成27～32年度の6年間（ただし、 および は平成30～32年度の3年間）

基本理念と基本目標

基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

基本目標

“ 地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現 ”

計画の構成

基本的事項

- 1．計画策定の背景
- 2．計画策定の趣旨
- 3．計画の位置付け
- 4．計画期間
- 5．計画の推進体制

基本理念と基本目標

現状と今後の課題

- 1．暮らす
- 2．学ぶ
- 3．働く
- 4．活動する
- 5．共生のまちづくり

主要施策の方向

- 1．ともに暮らす
- 2．ともに学ぶ
- 3．ともに働く
- 4．ともに活動する
- 5．共生のまちづくり

重点施策

障害福祉計画および障害児福祉計画

6年計画部分のため、
改定の対象外

重点施策

1. 発達障害のある人への支援の充実

- ア 関係機関の連携による切れ目のない支援の強化
- イ 発達障害についての理解の促進および身近な地域の理解者、支援者の養成
- ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実とスキルの向上

2. 障害のある人への就労支援の促進

- ア 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進
- イ 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大
- ウ 福祉施設利用者などの一般就労への移行促進
- エ 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上
- オ 就労の実現に向けた教育の推進
- カ 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実

- ア 重症心身障害児者・医療的ケア児（者）への支援の充実
- イ 強度行動障害者への支援の充実
- ウ 高齢障害者への支援の充実

4. 精神障害のある人への支援の充実

- ア 安心して地域で生活するための支援の充実
- イ 多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築

5. インクルーシブ教育の推進

- ア 社会的・職業的自立の実現
- イ 発達段階に応じた指導の充実
- ウ 教員の指導力や専門性の向上
- エ 教育環境の充実
- オ 教育における連携（役割分担）の推進
- カ 適切な就学相談の推進

6. 障害のある子どもへの支援の充実

- ア ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化
- イ 障害のある子どもが利用する事業所等における支援の質の向上
- ウ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の強化
- エ 障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実

7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築

- ア 相談機能の充実
- イ 地域包括ケアシステムの構築

8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進

<スポーツ>

- ア 障害者スポーツの普及・選手の拡大
- イ 障害のある人の参加機会の拡大

<文化・芸術活動>

- ア 障害のある人の文化芸術活動の推進
- イ 造形活動を支える仕組みづくり
- ウ 表現活動の場の拡大、発信
- エ 新生美術館の整備
- オ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進

9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上【新】

- ア 日常生活や社会生活における支援等の充実
- イ 災害時における支援等の充実

10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】

- ア 共生社会づくりを目指すための取組の推進
- イ 障害者差別の解消と障害者理解の促進
- ウ 障害者虐待の防止に向けた取組の促進
- エ 防災対策

障害福祉計画および障害児福祉計画

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

<主な目標>

福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数：49人（市町における目標人数の総数）
県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数【県独自項目】
：10人（市町における目標人数の総数）
県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）：県外施設入所者や在宅生活困難者の
受入れを行えるよう、H28年度末定員数（999人）を維持

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

<主な目標>

滋賀の精神保健医療福祉チームによる圏域推進チーム会議の設置【新】：7福祉圏域全てに設置
精神病床における65歳以上、未満の1年以上の長期入院患者数【新】：794人、349人
入院後6か月時点の退院率【新】：84％以上

3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】

<主な指標>

発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による外部機関や地域住民
への研修、啓発回数【新】：発達障害者支援センターによる研修・啓発回数 130回
認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による研修・啓発回数 14回

4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

<主な目標>

地域生活支援拠点等の整備：各市町または各福祉圏域に少なくとも1つ設置

5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

<主な目標>

福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行する者の数：203人（H28年度実績：135人）
就労移行支援事業所ごとの就労移行率：就労移行率3割以上の事業所を全体の4割以上（H28年度実績：29.7％）
全就労移行支援事業所の就労移行率【県独自項目】：全就労移行支援事業所において、1人以上の一般就労を実現させるとともに、全体の移行率を20％以上にする
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率【新】：8割以上

6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策 <障害児福祉計画>

<主な目標>

児童発達支援センターの設置【新】：各市町または各福祉圏域に少なくとも1カ所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築【新】：全ての市町において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保【新】：各市町または各福祉圏域に少なくとも1カ所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新】：各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置

7. 人材の確保および資質の向上のための施策

- ア サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成
- イ 滋賀県介護・福祉人材センターによる人材の確保、育成、定着の一体的な推進
- ウ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成
- エ 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

8. 障害福祉サービス等の見込量

・県全体および福祉圏域別の必要なサービス等の見込量
各市町の障害福祉サービス等の見込量を積み上げて、最終案で記載予定

9. 県が実施する地域生活支援事業の見込量

・県が実施する地域生活支援事業の見込量

滋賀県障害者プラン【改定版】(原案)

～ 障害のある人もない人も全ての人に「居場所と出番」がある共生社会をめざして～

平成２９年（２０１７年）１２月

滋 賀 県

目 次

基本的事項

1 . 計画策定の背景	1
2 . 計画策定の趣旨	1
3 . 計画の位置付け	2
4 . 計画期間	2
5 . 計画の推進体制	2

基本理念と基本目標	4
-----------	---

現状と今後の課題

1 . 暮らす	6
2 . 学ぶ	7
3 . 働く	8
4 . 活動する	9
5 . 共生のまちづくり	10

主要施策の方向

1 . とともに暮らす	11
2 . とともに学ぶ	14
3 . とともに働く	17
4 . とともに活動する	19
5 . 共生のまちづくり	23

重点施策

1 . 発達障害のある人への支援の充実	30
2 . 障害のある人への就労支援の促進	30
3 . 本人のニーズに合った専門的な支援の充実	32
4 . 精神障害のある人への支援の充実	33
5 . インクルーシブ教育の推進	33
6 . 障害のある子どもへの支援の充実	35
7 . 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築	36
8 . 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進	36
9 . 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上	37
10 . 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組	38

障害福祉計画および障害児福祉計画

1 . 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策	40
2 . 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策	41
3 . 発達障害のある人の支援を充実するための施策	43
4 . 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり	45
5 . 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策	46
6 . 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策	50
7 . 人材の確保および資質の向上のための施策	53
8 . 障害福祉サービス等の見込量	54
9 . 県が実施する地域生活支援事業の見込量	55

6年計画部分のため、改定の対象外

基本的事項

1. 計画策定の背景

障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現は、すべての人の願いです。県では、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」という理念のもと、障害のある人が「地域で暮らし、働き、活動することの実現」に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの方が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。障害福祉施策の充実はもとより、障害者理解の促進、福祉のまちづくりの推進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があります。

ア 平成 26 年 1 月に締結した障害者権利条約や、同条約締結に向けた国内法の整備（障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定など）により、障害者の権利の実現に向けた取組の強化が必要です。

イ 障害者総合支援法による障害福祉サービスの提供状況を見据えながら、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成 23 年 8 月 30 日 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）において指摘されている「制度の谷間、空白の解消」や「本人のニーズに合った支援の提供」の実現に向けた対応が必要です。

ウ 民間と行政の協働のもと、重層的に地域福祉を推進する「福祉圏構想」を基本とした障害者生活支援センターによる 24 時間対応型在宅サービスの提供やサービス調整会議の設置など、先駆的な取組を重ねてきた滋賀の土壌を活かし、引き続き、障害のある人の多様化するニーズに応えていくことが必要です。

2. 計画策定の趣旨

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、障害のある人が望む暮らしを実現できるよう、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会、ノーマライゼーション理念が浸透した地域社会の実現に向けた指針および実施計画として、この計画を策定します。

ア 障害のある人を取り巻く状況の変化や、「新・障害者福祉しがプラン」（平成 24～26 年度）における成果と課題を踏まえ、今後の障害者施策の総合的な推進を図るための指針および実施計画として策定します。

イ 障害のある人や関係者の意見を計画に反映するとともに、県と同様に計画を策定する市町との連携・調整を図りながら計画を策定します。

ウ 系賀一雄氏をはじめとする先人らの実践や理念をはじめとして、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指します。

3．計画の位置付け

- ア 障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向を示す計画です。
- イ 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画として、障害福祉サービスの提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画です。
- ウ 滋賀県基本構想の長期ビジョンを踏まえ、同構想で定める重点政策との整合性を図るとともに、県が策定する他の計画・指針等とも整合性のある計画とします。

4．計画期間

- 平成 27～32 年度の 6 年間とします。
- ただし、下記 および の部分については、平成 30～32 年度の 3 年間とします。

5．計画の推進体制

- ア 障害のある人を施策の客体ではなく、自らの選択・決定に基づき、必要な支援を受けながら社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定や実施に当たっては、障害のある人やその家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。
- イ 滋賀県障害者施策推進協議会、滋賀県障害者自立支援協議会、滋賀県障害者施策推進本部等において、福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携、調整を図りながら計画を推進します。
- ウ 県と市町、事業者、県民等との協働と役割分担により計画を推進します。

それぞれに求められる役割

● 県

県は、総合的・専門的な事業、市町で行うことが困難な広域的な事業の実施や市町等への助言、支援を行うとともに、障害者施策の動向や関連情報等の把握・収集に努め、必要な情報を適宜市町等に提供します。

また、福祉圏域間の調整などを通じ、均衡あるサービス提供体制の推進を図ります。

サービスの提供体制に関しては、地域の社会資源の活用により、地域との連携も含めて適切な支援の提供が見込まれる多様な事業者の参入を促進するとともに、人材の確保と研修等による資質の向上に努めます。

● 市町

市町は地方分権が進展するなか、障害のある人への福祉の提供については、大半の役割を担っています。住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要なとされる福祉・保健・医療サービスをきめ細かく、主体的に展開していくことが、一層求められています。

そのために、施策を総合的、一体的に提供するための計画づくりや、推進体制の整備が期待されます。

- ・障害福祉サービスの提供主体として、障害のある人の生活実態を把握し、就労支援機関や教育機関等との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施
- ・障害のある本人・家族や市民に対し、さまざまに変化する福祉政策や制度などの情報をわかりやすく提供
- ・障害のある人に適切な相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施
- ・地域生活支援事業を市町の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、効率的、効果的に実施

●障害のある人

障害のある人は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが求められます。

また、共生社会の実現を目指して、障害等の状況に応じ、自らボランティア活動を行うなど、地域活動への主体的な参加も求められます。

●サービス事業者

サービス事業者は、サービスに関する情報の提供、サービスの質の評価と向上に努めるとともに、障害のある人の意向を尊重し、障害のある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障害のある人や家族の相談・援助、施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

●企業

企業は、働く意欲のある障害のある人の積極的な雇用を進めることにより、障害のある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域社会への積極的な参加により組織や人材等を活用したボランティア活動など社会貢献活動を進め、障害のある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、県の施策と協力しつつ、公益的な施設や車両、住宅供給などにおいて、障害のある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

●地域社会

地域社会は、障害のある人の地域生活を支える基盤となるものです。地域住民は、障害に対する正しい理解を深め、障害のある人が気兼ねなく行動し、活動に参加できる地域づくりを進めることが期待されます。

●県民

地域福祉を進める主役は、そこに暮らし地域を一番よく知っている県民一人ひとりです。県民一人ひとりが、お互いに福祉の受け手であり、担い手でもあるという認識のもとに、その声やニーズを地域福祉の充実に反映できるよう、それぞれの立場で自発的・積極的に地域福祉活動に参加することが期待されます。

基本理念と基本目標

●基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現

～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮するなど、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指します。

< 2つの起点 >

ア 「ひと」

既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、また、支援を担う人を起点に考え、障害のある人が望む生活を自ら選び決定できるよう、その人のニーズや能力に合った支援を行うための施策を進めます。

障害のある人もない人も、誰もが人として尊重され、学び、働き、結婚し、子育てをし、やがて老いていくといった、ライフステージを通じた総合的な支援が得られる社会を目指します。

そのために、医療・保健・福祉の一体的な提供をはじめ、教育や労働、また他の福祉分野との連携を強め、ニーズに則した施策化や既存制度の活用、サービスや相談の総合化に向け取り組みます。

イ 「まち」

障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進めます。

障害の有無に関わらず誰もが住み慣れたまちで安心していきいきと生活することができるよう、地域主体の共生社会を目指します。

そのために、障害のある人がまちで必要な役割を担うとともに、各種社会資源の利用や地元行事、防災対策等においても、まちの一員として均しく参画できるよう、障害者理解の促進や社会的障壁の除去に向け取り組みます。

●基本目標

～地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現～

< 5つの視点 >

ア 「その人らしく」

障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権を尊重され、自分の望む生活を自ら選び、決定することができる社会を実現していくことが大切です。こうしたことから、意思決定支援のほか、障害者虐待防止対策などの権利擁護や合理的配慮の提供など差別の解消に関する制度や施策の充実を進め、障害および社会的障壁により制限を受けることなく自立した生活を送ることができるよう、“その人らしく”を重要な視点として施策を進めます。

イ 「いつでも」

障害のある人が地域での生活を送るためには、24 時間、365 日、必要な時にサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。こうしたことから、重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現するために、“いつでも”を重要な視点として施策を進めます。

ウ 「だれでも」

障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えることが大切です。特に、これまで充分でなかった精神障害のある人たちや、医療的ケアの必要な障害のある人たちへの支援、発達障害、高次脳機能障害、難病患者への取り組みを推進する必要があります。聴覚障害をはじめ障害が外見からは判断しにくい障害のある人への一層の配慮も求められます。このためには、障害のある人たちへの偏見や誤解を取り除き、正しい理解を進めることが大切であり、だれもが、暮らしやすい地域社会を実現するために、“だれでも”を重要な視点として施策を進めます。

エ 「どこでも」

障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。これまで、県内の一部の地域で先導的に行ってきたサービスや施策の有効性を確認しつつ、福祉圏域で、質、量ともに確保し、ニーズに即した先進的な取り組みの全県域的な推進を図るために、“どこでも”を重要な視点として施策を進めます。

オ 「みんなで取り組む」

“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民など、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、専門職も含めた地域における絆やつながりを築くことが大切です。こうしたことから、県民みんなで協働し、障害のある人の自立生活を実現するために、“みんなで取り組む”を重要な視点として施策を進めます。

現状と今後の課題

これからの障害者施策の指針を定めるにあたり、「新・障害者福祉しがプラン」(平成 24～26 年度)の進捗状況を検証し、その現状と課題を以下に整理しました。

1. 暮らす

【現状】

- 1 障害のある人の人数(手帳所持者)は、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、身体障害者が 50,774→53,198 人、知的障害者が 10,749→11,462 人、精神障害者が 6,023→7,293 人と、いずれも増加しています。また、難病患者の人数(特定疾患医療受給者証の交付者数)も 8,198 人→9,057 人に増加しており、今後対象疾患が追加されることに伴い、さらに増加するものと見込まれます。
- 2 福祉施設に入所する人については、グループホームや生活介護事業所の整備により、地域生活への移行が少しずつではありますが進んでいます。一方で、県内の福祉施設ではなく他県の福祉施設に入所されている方がいます。
- 3 精神科病院の病床数が他県に比べて少ない中で、新規入院患者の 88.5%(平成 25 年度)が 1 年以内に退院しており、可能な限り入院医療に頼らない精神科医療が提供されていると考えられます。一方、1 年以上の長期入院患者が全入院患者の 6 割を占めており、これらの患者の中には、受入れ条件が整えば退院可能な人も含まれていると考えられます。

【課題】

- 地域生活への移行を一層進めることや他県の福祉施設に入所されている方が県内で生活できるようにするためには、さらにグループホームが必要。
- 医療的ケア、行動障害など専門的な支援に対応できるサービスが不足しています。
- 夜間、早朝、緊急時などに利用できるサービスが少ない状況です。
- 障害のある人の高齢化に対応できるサービスが必要です。
- 障害のある人が親亡き後の生活の見通しを立てづらい状況です。
- 障害のある子どもが、放課後や夏季休暇等の長期休暇中に利用できる通所サービスが不足しています。
- 医療的ケアが必要な児童生徒に対する支援が不足しています。
- 居住地域や障害種別等によって受けられるサービスの提供に偏在があります。
- 障害のある子ども、発達障害のある人、重症心身障害のある人への支援を行う専門職(OT、PT、ST等)が不足しています。
- 発達障害のある人に対する福祉、労働、教育のより一層の連携が必要です。また、支援の質の底上げが必要です。
- 平成 27 年度以降、すべての障害福祉サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画の作成が必須となる中、相談支援体制の強化と、計画の質の向上が不可欠です。
- 精神障害や高次脳機能障害、難病など、障害の程度に応じた必要なりハビリテーションを身近な地域で受けにくい状況です。

2. 学ぶ

【現状】

- 1 県立特別支援学校の幼児児童生徒数は、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、1,930→2,070 人に増加し、公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数も 2,744→3,006 人に増加しています。
- 2 公立小・中・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合は、平成 25 年度において、小学校約 9.6%、中学校約 7.0%、高等学校約 2.8%となっています。
- 3 特別支援学校高等部卒業者の就職率が平成 25 年度末において 25.0%と全国平均 28.4%より低く、高等部の就職希望者についても学年が進むにつれて減少していく傾向がみられます。
- 4 障害者理解のための講話や体験学習等を実施する公立小・中学校は、平成 26 年度目標 100%に対し、児童生徒へ実施する公立小・中学校が 98.1%、保護者へ実施する公立小・中学校が 48.5%となっています。

【課題】

- 障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進が求められています。
- 一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じた多様で柔軟な学びの場の確保や、きめ細かな指導の充実が必要です。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の増加等に対する教育環境の整備が重要な課題となっています。
- 障害のある生徒の職業的自立や社会参加を目指し、個々のニーズに応じた進路実現のための就労機会の拡大することなどが課題となっています。
- インクルーシブ教育（「ともに学ぶ」こと）への小・中学生や高校生、また保護者や県民に対する理解・啓発の促進が必要です。
- 小・中学校教員の特別支援教育に関する理解や専門性を高めるための研修の充実が必要です。
- 障害のある児童生徒に対する福祉、労働、教育のより一層の連携が必要です。

3. 働く

【現状】

- 1 法定雇用率達成企業の割合は 54.9%（平成 26 年）で、全国平均を上回っており、障害のある人で働いている人の数も増加しています。一方、県内の一般の民間企業における実雇用率は 1.87%（平成 26 年）であり、法定雇用率 2.0%には達していません。
- 2 特別支援学校高等部の卒業生は、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、237 人→276 人と増えており、当面の間は増加もしくは横ばいが見込まれます。
- 3 福祉施設から一般就労に移行する人は、平成 17 年度から平成 25 年度にかけて、33 人→97 人と増加しています。
- 4 働き・暮らし応援センターを利用する登録者数は増加しており、就労支援の必要性が増えています。一方で同センターからの新規就職者数は、平成 26 年度目標の 500 人に対し 410 人（平成 25 年度）となっており、近年は 400 人前後で推移しています。
- 5 一般就労移行の中心的役割を担う就労移行支援事業所の数は減少しています。就労継続支援事業所は年々整備が進んでいるものの、さらなる整備へのニーズは高い状況です。
- 6 就労収入の向上については、事業所の製品、サービスにかかる販路の拡大や品質・生産量の向上に取り組んでおり、平均工賃は平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、20,791 円→24,246 円と向上しましたが、平成 26 年度目標の 30,000 円を達成することは難しい状況です。
- 7 官公需の優先発注については、平成 25 年 4 月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、県の調達推進方針を策定するとともに、「ナイスハート物品購入制度」の活用などにより、障害者就労施設等への物品や役務の調達を進めています。

【課題】

- 法定雇用率達成企業の割合は全国平均を上回っているものの、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備が必要です。
- 特別支援学校高等部卒業生のうち一般企業への就職者の割合が、全国平均に比べ低く、さらなる率の向上のためには、受け入れ企業の開拓、学校での効果的な作業訓練のあり方の検討などが必要です。
- 高等学校を卒業する障害のある人について、在学中から学校と就労支援機関等との連携強化が必要です。
- 就労移行支援事業所において、一般就労への移行を支援するためのノウハウやスキルの蓄積が進んでいないため、就労実績が伸び悩んでいます。
- 一般就労が可能かどうか見極める就労アセスメントの手法が普及しておらず、ほとんどのケースにおいて、アセスメントを受けないまま就労継続 B 型事業所が利用されています。
- 生活に関することから就労に関することまで、一般就労に関することから福祉的就労に関することまで、様々な相談が働き・暮らし応援センターに集中しています。
- 発達障害のある人に対する福祉、労働、教育のより一層の連携が必要です。また、支援の質の底上げが必要です。（再掲）
- 障害のある生徒の職業的自立や社会参加を目指し、個々のニーズに応じた進路実現のための就労機会の拡大することなどが課題となっています。（再掲）

4. 活動する

【現状】

- 1 平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、障害者スポーツへの注目が徐々に高まっていく中で、特別支援学校等におけるスポーツへの取組が活発になってきているものの、障害者スポーツ大会への参加者は高齢化・減少傾向にあります。また、競技性の高い大会を目指す人から気軽にスポーツを楽しみたい人まで、興味・関心の幅が広がっています。
- 2 障害者スポーツの指導者は、障害のある人自身か、日ごろから障害のある人に直接関わる人など、限られた人達が中心となっています。
- 3 ボーダレス・アートミュージアム NO-MA での企画展や情報発信などにより、障害のある人の芸術活動の認知度は確実に高まっており、障害者アート公募展への応募者数は、毎年 200～250 人程度となっています。
- 4 造形活動を行っている障害福祉サービス事業所 43 か所（平成 25 年度）のうち、造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を定めている事業所は 11 か所となっています。
- 5 障害者造形活動支援センターにおける障害のある人の造形活動に関する相談件数は 454 件（平成 25 年度）であり、そのうち、中間支援（出展・利用）に関する相談が 209 件と最も多くなっています。
- 6 各地域における歌唱、音楽、ダンスなどの表現活動ワークショップの取組や、糸賀一雄記念賞音楽祭の開催を通じて、障害のある人による音楽等の表現活動の取組が広がってきています。
- 7 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」の結果では、余暇活動や趣味活動等のために出かける回数について、31.5%の人が「ほとんど出かけない」と答えています。

【課題】

- 障害のある若い人たちがスポーツに触れ、興味を持つ機会が少ない状況です。
- 身近な地域に障害のある人が利用できるスポーツ施設が少なく、障害のある人のスポーツを指導・支援する体制も十分整っていません。また、障害者スポーツの大会やイベントなどに関する情報が、障害のある人に行き届いていない状況です。
- 競技スポーツに取り組むアスリートに対して、専門的な知識や技術を持って指導できる者が少ない状況です。また、障害者スポーツの審判も不足しています。
- 障害福祉サービス事業所における「著作権等保護のためのガイドライン」の活用など、造形作品の著作権保護に対する取組が進んでいない状況です。
- 近年、アール・ブリュットが注目を集める中で、障害のある人の造形活動に関する相談支援や支援者の育成など、活動を支える仕組みの一層の充実が必要です。
- 身近な地域に障害のある人が造形活動や音楽等表現活動に取り組める場所が少ない状況です。
- 障害福祉サービス事業所において、障害のある人の特性を理解しながら造形活動や表現活動を支援できる人材が不足しています。
- 障害のある人の社会参加を一層促進していくため、地域における余暇活動が充実したものとなるように、支援する人材や活動の場を確保することが必要です。
- 高次脳機能障害や発達障害のある人、難病患者同士のピア活動の場が少ない状況です。

5. 共生のまちづくり

【現状】

- 1 「障害者 110 番」への相談件数は 486 件（平成 25 年度）であり、障害のある人が地域で暮らす中で、様々な場面において障害のある人の権利が損なわれていることがうかがえます。
- 2 地域住民の障害に対する理解について、根拠のない間違った情報によって差別意識に繋がっている事例や、障害のある人と接する機会がないことによる抵抗感も見受けられます。
- 3 施設などのバリアフリー化の関係では、特定道路におけるバリアフリー化の進捗率 62.1%、1 日 3,000 人以上の乗降客のある駅におけるバリアフリー化率 76.2%となっています。また、ノンステップバスについては、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、91 台→101 台に増加しています。
- 4 手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施し人材の確保を図ることにより、県および 13 市 2 町に専任の手話通訳者が配置されています。また、平成 25 年度の県登録の手話通訳者は 151 人、要約筆記者は 97 人となっています。
- 5 災害の発生時や発生する恐れがある場合に備え、市町において避難行動要支援者名簿の整備や福祉避難所の指定が進められています。
- 6 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行されましたが、平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月の間に県と市町が受け付けた障害者虐待に関する相談・通報件数は 146 件であり、そのうち、虐待を受けた、または、受けたと思われると判断した事例は 56 件となっています。
- 7 平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、障害者の定義に新たに難病患者が加えられたことにより、難病患者が障害福祉サービスを利用することが可能となっています。
- 8 平成 28 年 4 月に障害者差別解消法の施行が予定されています。

【課題】

- 地域のあらゆる場面において、障害に対する一層の理解や、バリアフリー化などユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。
- 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上、情報提供やコミュニケーション支援の充実等の一層の推進が必要です。
- 災害発生時に入所サービスが継続して提供できるよう、広域的な支援体制の整備が必要です。
- 障害者虐待の捉え方や虐待対応のスキルにバラつきがあるため、適切に対応できる人材を育成するとともに、虐待事案の支援策として、一時保護等の体制整備、成年後見制度の活用等が必要です。
- 難病患者が障害福祉サービスに関する情報を得る機会が少なく、また、相談したり、実際にサービスを利用し支援を受けたりできる場が少ない状況です。
- 障害者差別解消法では、障害を理由とする差別に関する相談や紛争防止・解決のための体制を整備するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を組織することもできるとされており、こうした施策の具体化に向けた検討を進めるなど、円滑な施行に向けた準備が必要です。
- 高次脳機能障害や発達障害、子どもの障害の診療ができる医師や医療機関が不足しています。

主要施策の方向

基本目標「～地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現～」に向け、各分野において主要施策の方向性を示します。

1. とともに暮らす

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。

また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を谷間なく届けることができるよう一層取り組みます。

ア 地域における住まいの場の確保

■ グループホームの整備促進

- ・障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備に当たっての課題や実態を把握するとともに、その整備や運営に対して支援を行います。

■ 県営住宅の活用

- ・障害のある人等を優先入居者とする県営住宅の供給に努めるとともに、県営住宅のグループホームへの活用に向けて、事業者のニーズを把握し活用可能な県営住宅とのマッチングを図ります。

■ 民間賃貸住宅への入居支援

- ・民間賃貸住宅についても、障害者世帯などの受け入れ住宅や協力店、支援団体を登録し情報提供するなど、円滑な入居が図られるよう努めます。
- ・精神障害のある人など、特に配慮が必要な人の住宅の確保について、滋賀県居住支援協議会等と連携しながら、円滑な入居を促進するための取組の検討を行います。

イ 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援

■ 日中活動サービス等を行う施設の整備促進

- ・日中活動の場を必要とする人の増加に対応するため、地域ニーズに対応できるよう施設整備を促進します。

■ 24 時間対応型在宅サービスの提供

- ・緊急の場合等において、障害福祉サービスの利用が困難な際のセーフティネット機能を活用して、障害のある人の安定した地域生活の維持を図ります。

■ 福祉用具の普及

- ・福祉用具の利用により快適な生活を支援し、自立と社会参加を促進するとともに、介護者の負担軽減が図られるよう、福祉用具の普及に努めます。また、福祉用具センターにおいて、地域関係者等との連携を強化しながら、福祉用具の改造・制作や技術の開発を行うとともに、研修等を通して人材の育成に努めます。

■ 移動支援の推進

- ・地域における移動支援の充実を図るため、民間や各種NPO等による移送サービスや移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。

■ 刑務所等を退所する人への支援

- ・ 地域生活定着支援センターにおいて、刑務所等から退所した人で、自立した生活が困難な障害のある人に対して、保護観察所との協働により福祉サービスを利用できるようにするための援助等を行い、地域での自立した生活を支援します。

ウ 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実

■ 要医療障害者の地域生活への取組

- ・ 医療的ケアの必要な重度の障害のある人が、住み慣れた地域で安全に自立した生活が送れるよう、地域の医療資源との連携等により、要医療障害者への支援の機能の強化を図ります。

■ 重度心身障害者や強度行動障害者への支援

- ・ 重度心身障害や強度行動障害のある人の地域生活を支える人材の養成を進めるとともに、身近な地域での相談支援や日中活動の場の充実を図ります。

■ 発達障害のある人に対する理解の促進と総合的な支援体制の整備

- ・ 発達障害のある人を理解し支える身近な人の輪を広げる取組を推進します。

■ 発達障害者支援センターを核とした重層的な支援体制の構築

- ・ 障害者医療福祉相談モールの機能を活かし支援機能の強化を図ります。
- ・ 人材育成機能や困難事例への対応等による市町等への支援機能の強化を図ります。
- ・ 障害者医療福祉相談モールや発達障害者支援センター、福祉圏域単位の発達障害者認証ケアマネジャー、市町の発達支援センター等による関係機関の連携促進や役割分担により、発達障害のある人が乳幼児期から成人期まで継続した支援を受けることができるよう取り組みを推進します。

■ 発達障害のある人の地域での暮らしと働きを支援

- ・ 宿泊型の生活訓練と就労準備訓練の一体的な実施などにより、発達障害のある人の地域での自立生活を支援します。
- ・ 障害福祉サービス事業所に対する、発達障害者支援に関するノウハウの提供や、研修の実施により、発達障害のある人のサービス利用を促進します。
- ・ 虐待や長期の入院生活などにより生活の再構築が必要な発達障害のある人への支援について、入所施設の活用を含めた検討を行います。

■ 地域活動支援センター

- ・ 障害のある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供するなど、社会との交流の促進を行い、地域生活を支援します。
- ・ 依存症、社会的引きこもりなど「制度の谷間」にいる障害のある人に対する日中活動の場を提供する「滋賀型地域活動支援センター」の運営を支援します。

■ 高次脳機能障害への支援

- ・ 高次脳機能障害のある人の地域生活を支える人材の養成を進めるとともに、身近な地域での相談支援や日中活動の場の充実を図ります。

■ 施設のバリアフリー化等の推進

- ・ 民間社会福祉施設等整備事業により、施設のバリアフリー化や個室化を進めるなど、生活の質の向上と地域生活への円滑な移行を促進します。また、老朽化への対応など計画的な施設の改築等を進めます。

エ 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

■身近な相談支援機能の充実

- ・障害のある人が生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、市町および相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。また、個別支援会議（ケア会議）によるケアマネジメントの推進と、福祉、保健・医療、教育、労働など地域社会資源のネットワークの強化を図り、相互性のある地域の相談支援体制の充実と機能強化を支援します。

■福祉圏単位の相談支援機能の充実

- ・重症心身障害、強度行動障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、障害高齢などに関する専門的広域的な相談機能や支援ネットワークづくりの機能の充実を図るため、福祉圏単位の相談支援機能について地域自立支援協議会と連携して検討を進めます。

■サービス提供体制の整備推進

- ・サービス利用者の安心や安全の確保のために、サービス事業者における危機管理（リスクマネジメント）体制の推進を図ります。
- ・障害福祉サービス事業の運営をより適正化するため、事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備などを進めます。

■健康福祉サービス評価システムの推進

- ・利用者本位の質の高い健康福祉サービスの提供が図れるよう、これまで進めてきた自己評価に加え、より客観的評価となる第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果のサービスへの反映を図ります。
- ・評価結果の公表を促進し、利用者がサービスを選択するうえでの情報として活用を図ります。

■重症心身障害者ケアマネジメントの推進

- ・重症心身障害者に対する専門的ケアマネジメントを実施するとともに、福祉圏域の地域自立支援協議会や個別支援会議に対する支援を行い、専門性の高いケアマネジメントシステムの実施を推進します。

■地域自立支援協議会を活用した支援の推進

- ・地域自立支援協議会の場を活用して、乳幼児期から成人期まで一貫した発達障害のある人への支援の取り組みを推進します。

数値目標

指 標	平成 25 年度 実績	平成 32 年度 目標	備考
公営住宅の建替等によるバリアフリー化実施率	79%	100%	-
障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率	71.8%	100%	-

2. とともに学ぶ

障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。

また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

ア 教育環境の充実

■ 就学前対応の充実

- ・認定こども園や保育所、幼稚園等における特別の支援を必要とする乳幼児の保育や教育にあたっては、子どもたちの状況に配慮しながら、集団生活の中で、ともに成長できるよう、保育や教育の内容の充実を図ります。また、保健・医療・福祉と教育の連携を深め、就学前から就学に向けた一貫した指導・相談体制の整備を推進します。

■ 個々のニーズに応じた多様で柔軟な学びの場の充実

- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、より一層適切な教育ができるよう、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室での指導、特別支援学校における教育内容の充実を図ります。また、高等学校を含む通常学級に在籍する発達障害児等への指導を充実させていきます。

■ 学校施設のバリアフリー化促進

- ・学校施設において必要な障害者用トイレやスロープ、手すりの改修など、バリアフリー対策の整備充実に努めます。

イ 障害のある児童生徒への教育、相談・支援体制の充実

■ 障害のある児童生徒への教育の充実

- ・発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズに即し、幼稚園から高等学校まで一貫性のある指導となるよう小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成を一層進めていきます。
- ・県立特別支援学校にあっては、児童生徒の一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに対応したきめ細かな指導を進め、持てる能力の伸長を図り、教科等の指導や作業学習など自立と社会参加に向けた教育活動を展開します。
- ・特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護師の配置等により、児童生徒の学校生活への支援を図ります。また、様々な理由により、通学が困難な児童生徒への訪問教育を実施します。

■ 情報活用能力の育成

- ・学校における障害に対応した教育用コンピューターの整備を行うとともに、情報活用能力の育成やＩＣＴを効果的に活用した教育・指導の充実を図ります。

■ 就業支援の推進

- ・学校等が企業、労働、福祉関係機関等と連携しながら、就業体験の充実、障害のある生徒の就業に対する理解・啓発を進めるなど、生徒の希望や障害の状況に応じた就業支援を推進します。

■教職員の資質向上

- ・特別支援学校、小・中学校特別支援学級担当者、通級指導教室担当者はもとより通常学級の担任も含めての交流・研究活動や県総合教育センターの研修を充実させ、併せて教育課程等研究協議会の開催等による指導内容や方法の工夫・改善を図ることにより、教職員の資質向上を図ります。

■教育相談システムの構築

- ・総合教育センターは特別支援教育相談として、幼児児童生徒やその保護者、担当する教職員等を対象に、学校・園、福祉、保健、医療等地域の関係機関と連携した相談を進めます。

■発達障害のある幼児児童生徒への指導・支援体制の整備

- ・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育上、特別の支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援体制の整備を図ります。また、発達障害者支援センター等の相談支援機関との連携を図ります。

■教育相談・就学相談活動の充実

- ・特別支援学校は、その有する専門性や施設・設備を活かし、小・中学校等の教員に対する相談・助言や、保護者に対する相談・情報提供など、地域における子どもの学びを支援できるよう特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めます。

■就学指導関係者への研修促進

- ・市町特別支援教育担当者協議会の開催や就学相談に係る研修会の実施により、市町教育委員会においてインクルーシブ教育の趣旨に基づいた適切な就学指導がなされるよう、関係者への研修を促進します。

ウ 学校や地域における交流や学習の推進

■交流及び共同学習の推進による理解促進

- ・障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を推進することにより、同じ社会に生きる人間として、お互いを理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶとともに、障害のある子どもが自立し、社会参加する資質を養うなど、特別支援教育の理解促進に努めます。

■学校における学習機会の設定

- ・各小中学校において、児童生徒や保護者を対象とした障害者理解に関する講話や体験学習等を行い、障害者理解の促進が図られるよう、各校に必要な情報を提供するなど支援に努めます。

■子どもの体験活動の機会と場の充実

- ・放課後子ども教室や通学合宿など、地域における自然体験や生活体験などのさまざまな体験活動の充実を図る中で、障害のある子どもも十分活動ができるプログラムが創意工夫されるよう、市町の各主催者に対して指導助言します。

■福祉読本の活用

- ・小・中学校において、福祉読本の活用により、福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成に努めます。

数値目標

指 標		平成 25 年度 実績	平成 32 年度 目標	備考
「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小	81.1%	100% (H30 年度)	第 2 期滋賀県教育振興基本計画
	中	72.2%	100% (H30 年度)	第 2 期滋賀県教育振興基本計画
	高	40.8%	80% (H30 年度)	第 2 期滋賀県教育振興基本計画
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小	42.3%	80% (H30 年度)	第 2 期滋賀県教育振興基本計画
	中	41.2%	80% (H30 年度)	第 2 期滋賀県教育振興基本計画
	高	18.8%	50% (H30 年度)	第 2 期滋賀県教育振興基本計画

3.ともに働く

障害のある人の「働きたい」という思いに応えることができるよう、企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指します。

こうした取組を進めるため、教育・福祉・労働の連携を進めます。

ア 企業で働く人や働きたい人への支援

■雇用の場の確保

- ・働き・暮らし応援センターを中心とした就労支援や生活支援、職場開拓、定着支援等を継続して実施します。
- ・各地方公共団体において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者の雇用の促進のための周知・啓発に努めます。
- ・県においては、身体障害のある人等を対象とした県職員採用試験等を実施しており、今後も公的機関としての責務から、障害のある人の雇用に努めます。

■就職に向けた訓練・実習機会の確保

- ・一般就労に向け、障害者の就労意欲や職業能力の向上を図るための訓練や実習の機会を確保します。

■福祉施設や特別支援学校からの企業就労の促進

- ・自立訓練と就労移行支援、就労継続支援など複数のサービスを組み合わせ、段階的に就労に向けた訓練を行うシステムなど、地域での主体的な取組との連携を図ります。
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施するジョブコーチ養成研修等の周知など、地域において就労支援を担う人材の育成を推進します。

■障害特性に応じた就労支援

- ・発達障害、高次脳機能障害、難病、視覚障害、聴覚障害等その特性と能力に応じた支援の充実強化が図れるよう関係機関との連携に努めます。

イ 企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進

- ・企業等において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進のための周知・啓発に努めます。

ウ 企業で働くことが困難な人への支援

■就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進

- ・一般就労に向けた訓練の場であり、また一般企業での就労が困難な障害のある人が働く場である、就労移行支援、就労継続支援等の事業を実施する施設の整備と円滑な運営を支援します。

■社会的事業所の運営支援

- ・作業能力はあるものの、対人関係や健康状態等の理由により一般企業での就労できない障害のある人に対して雇用の場を提供する社会的事業所について、多様な働き場の場を確保する観点からその運営を支援するとともに、社会的事業所の今後のあり方について、関係者とともに検討

していきます。

エ 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

■働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

- ・企業で働きたい、あるいは働いている障害のある人を支援し、企業就労の促進と定着を図るため、滋賀県障害者自立支援協議会に設置された就労部会を中心として、関係行政機関、関係団体、就労支援事業所、企業等の連携による、福祉圏域および全県におけるネットワークづくりなど、障害のある人の就労を地域で支えるシステムの充実を図ります。

■就労支援や雇用創出に向けたシステムづくり

- ・障害者就労支援施設等における経済活動の活性化、企業・労働・福祉・教育・医療等の関係機関・団体とのネットワークの構築などを目的に設立された特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターを核として、働きたい障害のある人の就労支援や雇用創出に向けたシステムづくりを進めます。

■働く障害者の健康管理

- ・就労支援事業所で活動される人に対し、リハビリテーションセンターが、二次障害を予防し長くその作業に従事できるように、また企業就労を目指す障害のある人には、働き・暮らし応援センターと連携し、障害特性に応じた環境の整備等のアドバイスを行うなど、就労の継続や定着に向けた取り組みを進めます。

数値目標

指 標	平成 25 年度 実績	平成 32 年度 目標	備考
県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数	5,444 人	6,450 人 (H30 年度)	-
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	2,018 人	3,400 人	-
法定雇用率達成企業割合	51.8%	65%	-
平均工賃の月額が 30,000 円以上の就労継続支援 B 型事業所の全体に占める割合	9.9%	30%	-

4.ともに活動する

スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

ア 障害のある人のスポーツの推進

■ 障害者スポーツ推進体制の整備

- ・平成 32 年東京パラリンピックや平成 36 年全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、日常的に障害者スポーツの競技力向上に取り組む体制を整備するため、滋賀県障害者スポーツ協会を中心に、各競技の競技団体の組織化を促進します。
- ・平成 32 年東京パラリンピックや平成 36 年全国障害者スポーツ大会を見据え、障害者スポーツ団体、生涯スポーツ団体、学校、大学などと連携しながら、若い障害者がスポーツを始めるきっかけづくりや指導者の養成、選手の発掘・育成・強化などの取組を計画的に進めます。

■ スポーツ大会の実施・選手育成

- ・障害者スポーツの技術の向上と、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野を広げるため、障害者スポーツ大会を開催し、有望な選手の発掘に取り組み、優秀な選手を選抜して全国障害者スポーツ大会への派遣を行います。また、全国大会出場選手の育成強化を図り、多様化・高度化する障害者スポーツの全国的な状況に対応できる個人・団体を育成します。

■ 参加機会の拡大

- ・身近な地域での競技会やスペシャルスポーツカーニバルの開催、スポーツクラブの育成、さらにはスペシャルオリンピックスや一般のスポーツ大会への参加を促進します。
- ・総合型地域スポーツクラブ関係者やスポーツ推進委員など地域のスポーツ関係者、学校関係者、滋賀県障害者スポーツ協会や滋賀県立障害者福祉センター等が連携・協力のもと、小中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒がスポーツをする機会の充実や、障害のある人が身近な地域でスポーツやレクリエーションを気軽に楽しむことができる環境整備など、障害者スポーツのすそ野を広げるための取組を支援します。
- ・精神障害のある人のスポーツへの参加機会の充実を図るため、当事者団体、スポーツ関係団体と協力しながらスポーツクラブの育成を図ります。
- ・精神障害のある人のより競技性の高い障害者スポーツ大会への参加について、全国障害者スポーツ大会の競技種目の検討状況も見据えて、県大会への種目追加など検討を進めます。

■ スポーツ施設のバリアフリー化促進

- ・身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設での障害者用トイレの設置や、スロープ、エレベーター、点字ブロック等の整備を図ります。

■ 競技性の高い障害者スポーツ大会への参加選手への支援

- ・より競技性の高いスポーツ大会への参加を希望する選手に対して各種大会開催情報の提供やパラリンピックをはじめとした国際大会出場へのプロセスの相談などの支援の充実を図ります。

イ 障害のある人の文化芸術活動の推進

■ 造形活動への参加促進と発表機会の充実

- ・障害のある人による造形活動のすそ野を広げるため、県内の障害のある人の造形作品を公募し、展示する「ぴかっ to アート展」について、より多くの障害のある人が応募できるよう広報の

充実を図り、作品発表の機会を提供します。

- ・ ボーダレス・アートミュージアム NO-MA の運営を支援し、障害のある人と一般のアーティストの作品の並列展示など、障害のある人の可能性や魅力を伝える取組や県内障害福祉サービス事業所等における造形活動に対する支援を促進します。

■ 造形活動を支える仕組みづくり

- ・ 障害者造形活動支援センター（アール・ブリュット インフォメーション＆サポートセンター（略称「アイサ」））の運営を支援し、障害のある人による造形活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、造形活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりなど、障害のある人が安心して造形活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。
- ・ アイサと連携しながら、「著作権等保護のためのガイドライン」の周知や理解の促進を図り、障害福祉サービス事業所が造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を策定する取組を進めます。

■ 表現活動の場の拡大

- ・ 障害のある人が、地域の中で誰でも気軽に参加できる音楽・身体表現ワークショップの県内各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭など成果発表の場を増やします。
- ・ 平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて全国展開される文化プログラムへの参画を見据え、滋賀の魅力ある文化の一つとして、障害のある人の表現活動を広く県内外に発信する取り組みを検討します。

■ アール・ブリュットの振興

- ・ 滋賀を中心に数多く見出されてきたアール・ブリュットの魅力発信、アール・ブリュットを支える環境の底上げを図るための全国規模のネットワーク組織の運営などに取り組み、アール・ブリュットの振興に努めます。
- ・ アール・ブリュットの発信拠点として新生美術館の整備を進めます。

ウ 地域における余暇活動の支援

■ 余暇活動の場の提供

- ・ 障害のある人によるスポーツやレクリエーション、旅行など、地域や団体が主体的に進める取組を支援することにより、地域における余暇活動の充実を図ります。
- ・ 障害者福祉センター、視覚障害者センター、聴覚障害者センターにおいて、文化教養教室などを開催し、一人ひとりの余暇生活の充実を図ります。

エ 社会参加の促進

■ 障害者社会参加推進センターによる事業推進

- ・ 障害のある人の地域における自立生活と社会参加の推進に向け、当事者団体等による連携のもと、障害者理解を深めるための啓発活動や研修会など、障害のある人自らによる取組を推進します。

■ 地域における社会参加の促進

- ・ 精神障害のある人の社会参加の促進を図るため、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、地域活動支援センターでの交流事業等を促進します。
- ・ 聴覚障害のある人に日常生活に必要な知識や生活技術などの学習・体験等の場を設けるととも

に手話挿入・字幕入りビデオ等の制作、貸出、配信などを行い、聴覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。

- ・視覚と聴覚の重複障害がある盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者の派遣、生活訓練や相談支援を実施するとともに、支援者の育成を図るため、通訳・介助者の養成や資質向上のための研修を実施します。
- ・視覚障害のある人の自立と社会参加を促進するため、日常生活に必要な知識や技術を習得するための家庭生活教室や生活行動訓練を実施するとともに、視覚障害のある人の外出を支援する同行援護従業者を養成するための講習会を実施します。
- 身体障害者補助犬の普及啓発
 - ・身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。
- 図書館利用に障害がある人へのサービス
 - ・図書館においては、図書館利用に障害のある人には、所蔵する資料だけでなく、全国の図書館が所蔵する資料をオンライン・データベースを利用して取り寄せ、無料で郵送貸出しを行います。また特に視覚に障害のある人に対しては、オンライン・データベースを利用して録音資料や点字資料を在宅利用できる登録等の手続きを代行します。
- 交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備
 - ・手話や筆談など聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的に実施し、障害のある人が警察職員に相談等がしやすい環境の整備を進めます。

オ 障害のある人の本人活動や交流への支援

- 本人活動の支援
 - ・障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や、社会への参画を促進します。
 - ・同じ障害のある人による相談活動（ピアカウンセリング）を促進します。
- 地域における交流の促進
 - ・障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然に集いふれあいながら、身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進めます。
- ボランティア活動の促進
 - ・県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティア活動の情報提供を行い、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進め、障害のある人の地域生活を応援します。
- 精神保健福祉ボランティアの活動支援
 - ・精神保健福祉ボランティアグループの活動を支援し、精神障害のある人の地域生活における支援の輪を広げます。
- 県民の社会貢献活動の環境整備
 - ・「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」に基づき、社会貢献活動やNPOに関する情報提供、人材育成、参加の機会づくり等を進め、県民の社会貢献活動の環境整備を図ります。

数値目標

指 標	平成 25 年度 実績	平成 32 年度 目標	備考
障害者スポーツ県大会および スペシャルスポーツカーニバル の参加人数	1,527 人	2,000 人	-
障害者スポーツ指導員の資格 を取得した総合型スポーツク ラブ関係者およびスポーツ推 進員の人数	4 人	30 人	-
障害者アート公募展への応募 者数	242 人	380 人	・ H28 年度 343 人 ・ 改定前目標 290 人を上方修正

5. 共生のまちづくり

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。

また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法による取組を強化するとともに、障害のある人が安全な地域生活を送れるよう、防災・防犯対策の推進に努めます。

ア 障害者理解の促進

■「障害者週間」を中心とした広報・啓発の推進

- ・障害のあるなしにかかわらずお互いを理解しあい、障害のある人の人権が侵害されることのないよう、12月3日から12月9日の「障害者週間」を中心に、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間ポスター」コンクールなどの啓発活動を実施します。

■糸賀思想の普及啓発の推進

- ・糸賀一雄記念賞や糸賀一雄記念賞音楽祭により、障害のある人やない人、障害者福祉に関わる人たちなどと内外の実践者らとの幅広い交流を促進することを通して、糸賀思想の国内外に向けた発信と普及啓発を図ります。
- ・糸賀一雄、池田太郎、田村一二ら滋賀の福祉の基礎を築いた先人の実践と理念を知り、学ぶ機会を提供し、福祉現場の実践を担う人（自覚者）づくりを進める拠点を関係法人・施設等との連携のもとに運営します。
- ・糸賀一雄記念財団の自主的・主体的な運営に向けた取組について、必要な支援を行います。

■アール・ブリュット作品を通じた理解の促進

- ・アール・ブリュットの振興を、障害の有無に関わらず、一人ひとりの存在が尊重される「共生社会」の実現につながる象徴的な取組として、一人ひとりが多様な価値観を受入れ、共有できる社会づくりにつなげられるよう意識しながら、作品展の開催、情報発信などの取組を進めます。

■多彩な人権啓発の実施

- ・県民の人権尊重意識の高揚を図るため、マスメディアの活用や広報誌の発行、イベントの開催、ふれあい型の啓発など多彩な形態での人権啓発事業を実施します。また、より多くの人の関心を高め、感性に訴える啓発となるよう手法や内容の工夫に努めます。

イ 差別の解消および権利擁護の推進

■障害者差別解消法の円滑な施行

- ・障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す障害者差別解消法の円滑な施行に向けて、障害者差別解消支援地域協議会や相談および紛争の防止等のための体制整備等について、条例化の必要性も含めて検討します。

■運営適正化委員会による助言・あっせん

- ・県社会福祉協議会内に第三者による運営適正化委員会を設置し、事業者段階で解決困難な事例等に対して解決に向けた助言、あっせんを行うなど福祉サービスの利用者の権利を擁護します。

■相談員の能力向上と連携の促進

- ・身体障害者相談員や知的障害者相談員間のネットワークの構築や、障害のある人の人権や財産

に対する侵害事案の早期発見と関係機関への情報提供等に関する研修を行うことで、相談対応能力の向上と相談員間の連携強化を図ります。

■「淡海ひゅうまんねっと」「障害者１１０番」による各種支援の推進

- ・滋賀県権利擁護センター（淡海ひゅうまんねっと）「障害者１１０番」において権利侵害や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施し、障害のある人や高齢者の権利を守ります。

■「地域福祉権利擁護事業」の推進

- ・地域福祉権利擁護事業により、障害のある人等で判断能力が不十分なため、日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスの情報提供や、手続きの援助、日常金銭管理などの援助を行い、地域での自立生活を支援します。また、権利擁護事業の一層の充実強化に向けて、基盤強化を図るための検討を進めます。

■成年後見制度の利用促進

- ・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、利用を促進するための体制づくりを進めます。また、担い手の確保・育成のしくみづくり、利用支援策等について、市町等と連携して検討します。

■虐待防止に向けたシステムの構築

- ・虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、滋賀県障害者権利擁護センターでの相談、関係機関による連携体制づくりや研修を進めるとともに、事例検討やマニュアル作成などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組を支援します。

ウ 「公私協働による福祉しが」の実践による福祉サービスの向上

- ・“おめでとうからありがとうまで”公私協働の福祉しが連携協定（平成26年11月10日～平成31年3月31日）に基づく、「滋賀の縁創造実践センター」との相互連携と協働により、世帯をまるごと支えるトータルサポートの仕組みづくりを進めることで、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。

エ 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実

■県と市町の連携による意思疎通支援の充実

- ・市町における意思疎通支援が円滑に実施されるよう、県においては手話通訳者、要約筆記者の養成研修を行い、人材の確保に努めます。
- ・市町との役割分担を踏まえ、県においては広域的な対応が必要なものや専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者および要約筆記者の派遣を行うとともに、派遣にかかる市町相互間の連絡調整を行います。
- ・耳マーク運動などを通じた、窓口における筆談の広がりに努めます。

■ＩＴ利用の推進とＩＴを活用した生活・就労の促進

- ・障害者ＩＴ支援センターにおいて、ＩＴ利用相談や住宅での生活を送る重度障害のある人へのＩＴの訪問利用、各種ＩＴ講習会を実施するとともに、障害のある人のＩＴ利用支援を行うパソコンボランティアの養成、派遣を行います。
- ・障害のある人が身近な地域でＩＴスキルの向上を図り、仲間同士で交流ができる場としてＩＴサロンを設置し、障害のある人のＩＴ利用を促進します。

- ・視覚障害者ＩＴ講習会や視覚障害者デジタル機器等の利用支援を行い、情報取得が困難な視覚障害のある人の情報取得量の増大を図ります。
- 視覚障害のある人に対する情報提供支援
 - ・視覚障害のある人が日常生活に必要な情報を容易に入手することができるようにするため、点字・音声での広報や点字・メールでのニュースの提供を行うとともに、点字図書・音声図書の制作・貸出の拡充、点訳・音訳ボランティアの養成など情報提供体制の充実を図ります。また、それぞれにあった方法で分かりやすく情報伝達ができるよう、音声コードの普及にも取り組みます。
- 障害のある人に配慮した行政情報の提供
 - ・視覚障害のある人や聴覚障害のある人に対し県政情報等を提供するため、県広報誌「滋賀プラスワン」の音声版（テープ、ＣＤ）点字版を作成・配付するほか、手話と字幕による県政情報番組「手話タイム・プラスワン」を放送します。
 - ・視覚障害のある人への情報バリアフリーとして、県が作成するリーフレットなどの印刷物の音声コードの付記に努めます。
 - ・障害に対応し利用しやすいよう配慮したページの提供により、誰もが県政情報を正確・迅速に入手できるホームページとします。
 - ・知的障害者等に配慮した読み仮名の付記や、平易な表現に努めます。
- 選挙等における配慮等
 - ・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、インターネット等を通じた候補者情報の提供等、選挙等に関する情報の提供に努めます。
 - ・投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等による投票環境の向上や、判断能力が不十分な人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう代理投票の適切な実施等の取組について、市町に助言を行います。
 - ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施について市町への助言を行い、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保に努めます。

オ 福祉のまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインによる県立施設整備の推進
 - ・県立施設においては、率先してユニバーサルデザインの視点による整備を進めます。
- 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進
 - ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、障害の有無や年齢などにかかわらずだれもが安全で快適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。
- 自治ハウス（集会所）のバリアフリー化促進
 - ・コミュニティ活動の中心である自治ハウス（集会所）において誰もが利用できる施設とするため既存自治ハウス（集会所）の人にやさしいバリアフリー化を促進するための支援を図ります。
- 公園・水辺空間の整備
 - ・障害のある人が都市公園を支障なく利用できるよう、駐車場内の障害者用スペースの確保、障害者対応のトイレ設置、段差解消のためのスロープ設置等の整備を促進します。
 - ・人々が琵琶湖や河川に親しむ水辺空間の整備にあたっては、障害のある人や高齢者の安全・快

適な利用に配慮したユニバーサルデザイン化を図ります。

■農村地域の生活環境整備

- ・障害のある人や高齢者が安心して、健康で生きがいを持って暮らせる農村地域の環境づくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化など、生活環境の整備を進めます。

■特定道路におけるバリアフリー化の促進

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づく重点整備地区内の特定道路について、関係する道路管理者が連携し、歩行空間の連続したユニバーサルデザイン化を行い、車いすが完全にすれ違える幅の広い歩道、点字ブロック、段差・傾斜の解消の整備等、障害のある人を含めた全ての人が安全で円滑に移動ができる歩道整備に努めます。

■交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進

- ・バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の生活関連経路に対して、自治体等のユニバーサルデザイン化事業と連携しつつ、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等交通バリアフリー対応型信号機への改良、規制標識の高輝度化等の整備を図ります。また、その他の地域に対しても、社会資本整備重点計画に基づき交通バリアフリー対応型信号機の整備等を推進します。
- ・鉄道駅のバリアフリー化(エレベーター等の設置)、文字や音声によるわかりやすい情報提供など、ユニバーサルデザイン化を促進し、移動の利便性・安全性の向上を図ります。

■障害のある人に配慮した教習所の充実

- ・各教習所のバリアフリー化の指導を行います。聴覚障害のある人が運転できる車両の区分が拡大されたことに伴い、手話通訳のできる指導員の育成及び二輪車の無線等による危険防止装置の導入等を指導推進します。

■運転者教育の促進

- ・障害のある人の年齢、障害の種別に応じ、適切できめ細かな運転適性相談の実施を進めます。また、運転者教育については、各種講習の委託先に対する字幕入り、手話入りビデオの整備充実を促進するとともに、手話通訳による講習会の開催を図ります。

■パーキングパーミット制度の実施

- ・障害のある人や高齢者、妊産婦等の移動に配慮が必要な人を対象に、車いす利用者駐車場や思いやり駐車区画の利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、当該駐車区画の適正な利用を促進します。

■公営住宅のバリアフリー化の推進

- ・公営住宅の建替や改善において、住戸内、共用部分、屋外アプローチのバリアフリー化や浴室、便所、屋外アプローチ等の手すり設置、4階以上の住宅へのエレベーター設置等を進め、障害のある人が住み慣れた社会で安心して生活できる住環境の整備を推進します。

■住宅のバリアフリー化促進

- ・人と環境にやさしい住まいのポイントをホームページ等で広く普及啓発するとともに、既存住宅のバリアフリー化を推進するためリフォームに関する相談や情報提供を実施し、誰もが安心できる住宅の整備を促進します。

■障害のある人に配慮した製品の開発促進

- ・工業技術総合センターや東北部工業技術センターにおいて「人にやさしい健康福祉を実現する技術開発支援」を推進します。

カ 保健・医療サービスの充実

■ 滋賀県リハビリテーション協議会による提供体制整備

- ・保健・医療・福祉関係機関や関係団体などで構成する「滋賀県リハビリテーション協議会」において提供体制整備の基本方向を検討するとともに、「滋賀県リハビリテーション推進計画」に基づき関係機関の連携を促進します。

■ 県立リハビリテーションセンター業務の充実

- ・地域リハビリテーションの推進等を支援するため、県立リハビリテーションセンターにおいては、情報提供や専門職員等に対する研修、調査・研究、相談支援などの事業やリハビリテーション実施機関それぞれへの技術的支援を推進します。特に、市町・二次保健医療圏域において、関係機関、団体等の役割を推進するためのマネジメント機能を各機関が発揮できるよう、ネットワークの中核機能を強化するほか、頭部外傷などによる高次脳機能障害、難病の方々への専門的リハビリテーション支援を実施します。

■ 地域リハビリテーション提供体制の充実

- ・各二次保健医療圏域において、各保健所に設置されている「地域リハビリテーション連絡協議会」における検討とあわせて、地域特性をふまえたネットワークづくりを推進するとともに、協議会での検討結果を踏まえ、必要な施策を推進します。

■ 総合リハビリテーションの推進による障害のある人への支援

- ・市町・二次保健医療圏や三次保健医療圏域において、医療をはじめ、教育・職業・社会リハビリテーションを担うそれぞれの関係機関により、急性期・回復期・維持期の医学的リハビリテーションと、教育・職業・社会リハビリテーション等を一貫して包括的に提供できる体制の整備を促進します。
- ・そのため、県立リハビリテーションセンターが保健所と連携強化し、福祉用具センターと一体的な運営を図る等、機能連携や機能的統合を進めるとともに、働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）や滋賀県障害者自立支援協議会などとの連携を推進します。
- ・障害のある人たちが、日常生活や就労等をとおして二次障害に至ることを予防する取組を推進します。

■ 高次脳機能障害への支援

- ・高次脳機能障害のある人の地域生活を支える人材の養成を進めるとともに、身近な地域での相談支援や日中活動の場の充実を図ります。

■ 重度障害者の医療費負担の軽減

- ・重度心身障害者（児）福祉医療費助成事業や重度心身障害老人福祉助成費助成事業により、重度障害者の医療費の負担を軽減します。

■ 精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実

- ・精神障害のある人が、疾患の病態像や特性に応じて適切な医療を受けられる体制の充実を図ります。
- ・精神障害のある人が、可能な限り地域において医療や支援を受けられる体制の充実を進めるとともに、入院中の早期から地域移行に関する支援ができる体制の充実を図ります。

■ 発達障害のある人への医療的支援の充実

- ・寄附講座の設置や研修等の実施による発達障害の診療ができる医師の養成や地域医療機関への診療支援を実施します。

- ・小児保健医療センターでは、自閉症や注意欠陥多動性障害など、発達障害にかかる専門的診断・治療を行います。

キ 防災・防犯体制の充実

■ 防災への理解促進

- ・滋賀県地域防災計画に基づく防災対策が図られるよう、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、個別計画が策定されるよう市町の取り組みを支援するとともに、災害に対する基礎的知識や障害特性も踏まえた災害発生時に取るべき行動等について理解を深める取り組みを支援していきます。
- ・緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。

■ 災害時要配慮者の避難支援

- ・高齢者や障害のある人等の要配慮者に対し、災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めるとともに、障害・疾病等の状態に応じて避難できる福祉避難所の確保と支援体制づくりを進めます。

■ 自主防災組織の育成

- ・障害のある人は、災害時に自力避難や状況の把握が困難なことから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、要配慮者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行います。

■ 避難情報等提供体制の整備

- ・市町が策定する個別計画に基づき、コミュニケーション機能に障害のある人に対して、避難準備情報等の緊急情報が円滑・迅速に提供できる体制の整備が図られるよう、市町への支援に努めます。

■ 土砂災害対策の実施

- ・土砂災害の犠牲となりやすい自力避難が困難な障害のある人、高齢者、幼児などを守る土砂災害対策を推進するため、福祉施設等を含む箇所に対して重点的に砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

■ 警察職員への介護講習等の実施

- ・警察職員が高齢者や障害のある人等の介護、対応に必要な知識や技能を修得し、現場での適切な警察活動に積極的に活用できるよう、障害や介護に対する意識の浸透を図るための研修や講習への参加を促進します。

■ 被害防止対策の推進

- ・障害のある人等の消費者トラブルの防止および被害からの早期の救済を図るため、地域の関係機関と連携し、見守り支援者を対象とした講座の開催や、障害等のある人等に配慮した相談に努めるとともに、特別支援学校への出前講座等を行い、自立した消費者の育成を目指して消費者教育・啓発の推進に努めます。
- ・障害のある人が犯罪被害に遭わないよう、配慮した啓発を行うとともに、各関係機関や自主防犯ボランティア等と連携した犯罪抑止啓発を推進し、犯罪のない社会づくりを目指します。

ク 難病患者に関するサービスや制度の推進

■ 難病医療体制の充実

- ・ 難病医療連携協議会において、従事者の技術力向上を目指した研修会を実施するとともに、拠点病院や協力病院のネットワークを構築するなど、難病医療体制の充実に努めます。

■ 在宅療養支援および相談支援体制の充実

- ・ 介護者の休息等のため、レスパイト入院が必要となった重症難病患者の適時適切な入院施設の確保に努めます。
- ・ 難病医療連携協議会や保健所が中心となり、保健医療圏域ごとに医療・看護・介護・福祉サービス提供者の連携体制の構築を図り、在宅療養に向けた支援を行っていきます。
- ・ 難病医療の拠点となる病院には難病医療に関する支援員を配置するとともに、難病患者や家族からの相談対応、入院施設の紹介、支援従事者への研修などの事業の充実に努めます。
- ・ 難病相談・支援センター事業において、患者や家族からの相談対応・医療講演会・交流会・サロン事業・意思伝達装置の貸出し事業・就労支援事業・ボランティア養成・ピアサポーター養成などの事業の充実に努めることで、難病患者が必要な時に気軽に相談でき、適切な支援が受けられる環境づくりと居場所づくりに努めます。
- ・ 在宅療養難病患者に対して、関係機関の連携のもと、保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的なサービス提供を行うことで、療養上の不安の解消を図るとともに社会参加の推進を図るなど、よりきめ細やかな支援対策を進めます。
- ・ 保健所を中心に、難病対策地域協議会を設置し、福祉圏域の特性を把握し、難病患者に対する支援ネットワーク体制の整備に努めます。

■ 難病福祉施策の実施

- ・ 難病患者が適切な福祉施策を受けられるよう、市町担当課職員や福祉関係者への研修会等を実施し、難病の特性について理解の促進を図ります。
- ・ 難病患者の社会参加を進めるため、関係機関、団体等と協働して難病が正しく理解されるよう啓発に努めます。

■ 災害対策の促進

- ・ 災害時等に難病患者等に対してスムーズな支援が行えるよう、患者・家族および支援関係者が連携した災害支援体制の整備を促進します。

数値目標

指 標	平成 25 年度実績	平成 32 年度目標	備考
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数	9,689 回	17,000 回	・ H28 年度 10,928 回 ・ 改定前目標 11,000 回を上方修正
特定道路におけるバリアフリー化率	62.1%	100%	-
駅のバリアフリー化率（乗客 1 日 3 千人以上）	76.2%	100%	-
高次脳機能障害の専門研修に参加した支援者数	-	180 人	-

特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。

重点施策

1. 発達障害のある人への支援の充実

- ・平成 28 年の発達障害者支援法の改正により、発達障害の疑いの段階からの継続的な相談や早期発見、早期支援、さらには、家族等を含めた身近な地域でのきめ細やかな支援の充実等、切れ目ない支援体制の構築が求められています。
- ・また、発達障害の特性に応じた支援、ライフステージが変わる際の支援情報の引継ぎ、発達障害に対する周囲の理解等が十分でないことや、成人期に発達障害の特性が顕著になり、ひきこもり等の問題に発展するなどの課題があることから、発達障害のある人に対する支援を充実させる必要があります。

ア 関係機関の連携による切れ目ない支援の強化

- ・発達障害のある生徒や学生に対して、キャリア支援コーディネーターが高校や大学等を巡回するなど、在学中から福祉等の関係機関と協働して支援に取り組むことにより、卒業後の就労や地域生活について切れ目ない支援の強化を図ります。
- ・発達障害者支援地域協議会、市町発達支援センター等連絡会議、滋賀県障害者自立支援協議会等において情報共有や課題の検討を行い、各ライフステージや移行期における発達障害者支援の充実を図ります。
- ・個別の教育支援計画や指導計画が学校園間で円滑に引継がれ、就学前から学校卒業後まで発達段階に応じた一貫した教育的支援を受けることができるよう、学校園間や関係機関との連携を図ります。

イ 発達障害についての理解の促進および身近な地域の理解者、支援者の養成

- ・発達障害についての正しい理解を促進するため、当事者団体、関係機関と協働して、4月2日から4月8日の「発達障害者啓発週間」を中心に啓発活動の充実を図ります。
- ・学校や職場、身近な地域において、発達障害のある人に対して支援ができるサポーターを養成するための研修を実施します。
- ・家族支援に関する研修等の開催や、市町や当事者団体など関係機関との連携を深めることにより、家族支援体制の充実を図ります。

ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実とスキルの向上

- ・本県で取り組んできた生活訓練と就労準備訓練の一体的な実施による支援プログラムを普及し、支援者のスキルアップを図ることや、地域生活への移行について支援方法を共有することなどにより、発達障害のある人の就労・地域生活での自立を促進します。
- ・発達障害者支援センターによる福祉圏域での支援に関する助言や研修会の開催、県の認証を受けた「認証発達障害者ケアマネージャー」による相談支援により、学齢後期から成人期における発達障害のある人に対する支援体制の充実を図ります。

2. 障害のある人への就労支援の促進

- ・障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、経済的な基盤であり、生きがいにもつながる就労が重要です。

- ・障害のある人と企業とのつながりは徐々に広がりつつあるものの、障害のある人が当たり前地域社会で働き、暮らすことについての理解は十分とは言えない状況です。
- ・また、改正障害者雇用促進法の施行により、平成 30 年度から、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられることなどを踏まえ、障害のある人の一般就労を更に進めていく必要があります。

ア 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進

- ・障害者雇用に関する講座やセミナー等の取組を推進することにより、企業における障害者雇用の理解を促進します。
- ・就労体験の場や企業での雇用体験の機会等を通じ、障害のある人が企業で働くことについて、意識の醸成を図ります。

イ 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大

- ・障害のある人が、その特性を生かして働くことができる場として期待されている分野における雇用の拡大していくため、職場環境の整備に対する支援や雇用に向けた調整、情報提供など、障害のある人が安心して働き続けられる多様な場の開拓を一層促進します。
- ・障害のある人の就労促進と農業分野での労働力の確保を図るため、農作業受委託による農業者と福祉事業所とのマッチングをサポートすることや、就労や体験の場を確保することなどにより、農業法人や農業分野における障害者雇用の促進を図ります。

ウ 福祉施設利用者などの一般就労への移行促進

- ・就労移行支援事業所の活用や、障害のある人の能力に応じた柔軟な障害福祉サービスの選択がなされ、福祉施設利用者などの一般就労への移行が促進されるよう、就労継続支援 B 型事業所の利用者が就労移行支援事業所へ移行するための取組等を行います。
- ・就労後の雇用が継続するよう、生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努めます。

エ 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上

- ・専門的な技術を学ぶ職員研修等を実施することにより、就労支援に関わる障害福祉サービス事業所職員の意識および支援技術の向上を図ります。

オ 就労の実現に向けた教育の推進

- ・特別支援学校における個々の生徒の障害に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、働く意欲を高め、働くことに必要な知識や技能、体力などを身に付け、実践力を高めるための企業等の知見を生かした作業学習の促進、「しがしごと検定」「しがしごと応援団」の充実および利活用、高等養護学校への職業学科「しごと総合科」の設置など、職業教育の充実を図ります。

カ 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

- ・福祉圏域における働き・暮らし応援センターが、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ支援を行うとともに、滋賀県障害者自立支援協議会（就労部会）を中心

として、関係行政機関、関係団体、就労支援事業所、企業等の連携によるネットワークづくりなど、障害のある人の就労を地域で支えるシステムの充実を図ります。

3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実

- ・障害のある人が、住み慣れた地域で、自分らしく自立して暮らしていくためには、障害特性やニーズに応じた支援等が必要であり、とりわけ重度の障害がある人や医療的ケアの必要な人、強度の行動障害を示す障害のある人等への支援については、特に本人のニーズに合った専門的な支援等が求められます。
- ・また、高齢障害者への支援対応にあたっては、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行など本人の状態に応じた適切な支援を行うために、高齢福祉分野との連携が必要です。

ア 重症心身障害児者・医療的ケア児（者）への支援の充実

- ・重症心身障害者を受入れる入所施設、通所事業所およびグループホームに対し、市町と共同して支援を実施することにより、重症心身障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ります。
- ・滋賀県障害者自立支援協議会等において、重症心身障害児者・医療的ケア児への支援に関する関係機関との連携の強化や支援体制の整備を検討し、支援の充実に努めます。
- ・たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員や重症心身障害児者等に対応できる支援者を養成します。
- ・医療的ケア児等の増加に対応できるよう、専門病院等の医師による研修等を通じ、人材育成や資質の向上に取り組むことにより、医療的ケア児等の支援に対応できる地域の医療機関の拡大を図ります。

イ 強度行動障害者への支援の充実

- ・強度行動障害者を受入れる通所事業所およびグループホームに対し、市町と共同して支援を実施することにより、強度行動障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ります。
- ・医療福祉相談モール（発達障害者支援センターや知的障害者更生相談所等）が専門的な相談を行うとともに、相談支援事業所、入所施設、市町などと、強度行動障害者への専門的、重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めます。
- ・強度行動障害の特性や専門的な支援・対応方法に関する研修等を通じて、専門的支援を行える人材を養成します。

ウ 高齢障害者への支援の充実

- ・高齢障害者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスおよび介護保険サービスの適切な運用に関する好事例等の提供や、滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用して、相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有や相互の制度理解を進めることなど、障害分野と高齢分野の連携促進を図ります。
- ・共生型サービスや介護保険サービスの円滑な利用促進に向けた介護保険サービスの利用者負担の軽減策等の制度の普及と適切な運用に努めます。

- ・高齢障害者の住まいの場として、シェアハウスなど施設やグループホーム以外の多様な居住形態について検討を進めるとともに、取組事例等を収集し、市町や障害福祉サービス事業所へ提供します。

4．精神障害のある人への支援の充実

- ・精神疾患の発症により、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩みや背景にある経済・生活・福祉・家族など様々な問題に対して包括的に対応し、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる支援体制が必要です。
- ・また、精神科医療機関や地域支援機関等が連携し、入院生活から退院後の生活まで切れ目のない支援を行うなど、精神障害のある人が、安定して地域生活を送ることができるようになることが求められています。

ア 安心して地域で生活するための支援の充実

- ・福祉圏域において、医療、保健、福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、精神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための支援を推進します。
- ・病院と地域がつながる体制づくりを起点に、保健所や市町等の公的機関や、相談支援事業所や医療機関、社会福祉協議会等の民間機関、家族会、自助グループ等の民間団体や民生委員等地域の見守り体制の構築に取り組みます。
- ・身近な地域で安心して生活ができるよう、退院後における、グループホームなど地域の住まいの場や日中活動の場の確保に取り組みます。
- ・入院の早期から退院に向けての環境調整や福祉サービスの紹介ができる体制づくりを進めるとともに、通院や通所が不安定な人への訪問支援を促進し、精神障害のある人の地域での生活を支援する取り組みを促進します。

イ 多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築

- ・多様な精神疾患等ごとに病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を推進し、保健所や市町、地域援助事業者などの支援機関との重層的な連携による支援体制の構築を推進します。
- ・精神障害のある人が、住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるようになるために、多様な精神疾患等に応じた質の高い精神科医療を提供できる体制の構築を推進します。
- ・アルコール依存症については、発症から進行、再発の予防と切れ目のない支援が必要であり、アルコール健康障害の相談支援の充実や医療機関間の連携による早期介入、専門医療機関の機能確保、発症後の生活支援の強化などにより、連携体制の構築を推進します。

5．インクルーシブ教育の推進

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が課題となる中、「障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実をはかるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、『地域で共に生きていく力』を育てる」を基本理念として「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」を平成27年3月に策定し、基本ビジョンに基づき、特別支援教育を推進するための具体的実施計画として、「滋賀のめざす特別支援教

育ビジョン（実施プラン）」を平成 28 年 3 月に取りまとめました。

- ・多様な個人が能力を発揮しつつ自立して共に社会に参加し支え合う共生社会の形成を目指し、「共に学ぶ」を基本の柱として、それを支える 6 つの柱ごとに具体的な取組を進めていきます。

ア 社会的・職業的自立の実現

- ・障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開します。
- ・「しがごと検定」「しがごと応援団」の充実および利活用、高等養護学校に職業学科「しごと総合科」を設置するなど、職業教育の充実を図ります。

イ 発達段階に応じた指導の充実

- ・障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図ります。
- ・巡回指導等による専門家や関係機関との連携や研修、研究の推進から、専門的な指導・支援の充実を図ります。

ウ 教員の指導力や専門性の向上

- ・障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性の向上を図ります。また、全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進します。
- ・特別支援学校教諭免許状取得促進等による専門性の向上を図ります。

エ 教育環境の充実

- ・基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供します。
- ・小中学校と特別支援学校との副次的な学籍、特別支援学校分教室の設置に係る研究を進めます。

オ 教育における連携（役割分担）の推進

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが役割分担しながら、円滑な実施に向け連携・協力して取り組みます。また、保健、医療、福祉、労働等の関係機関や、家庭、地域、企業等との連携・協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現します。

カ 適切な就学相談の推進

- ・子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談、進路相談を実施します。また、就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築します。
- ・専門性等を生かした地域におけるセンターとしての役割を担う特別支援学校や関係機関との連携等により、適切な就学指導や就学支援を進めます。

6. 障害のある子どもへの支援の充実

- ・障害児通所支援事業所等の整備が進み、障害のある子どもに対する支援機関は増加していますが、各支援機関や本人のライフステージの間をつなぐコーディネート機能の強化や、各機関における支援の質の向上が求められています。
- ・また、医療技術の進歩等により重症心身障害児や医療的ケアが必要な児童が増加傾向にあり、専門的な支援の充実が求められています。
- ・さらに、増加傾向にある被虐待児や家庭基盤の弱い障害児の受入れを障害児入所施設で行うために、少人数での支援や家庭に近い暮らしの場の実現を目指して取り組んでいく必要があります。

ア ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化

- ・乳幼児期から学齢期、入学や進学、卒業などにより支援が途切れないう、滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用し、相談支援事業所を中心とした保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者によるチーム支援体制の充実を図ります。

イ 障害のある子どもが利用する事業所等における支援の質の向上

- ・障害のある子どもにとって身近に通える場である地域の放課後児童クラブについて、障害児支援の充実を図るとともに、増加している放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所での支援の質を確保するため、資質向上のための研修の実施や事業所指導の強化など、支援の質の向上に向けた体制整備を図ります。
- ・保育所等において医療的ケア児を受け入れるため、看護師等を派遣するなどの体制整備を行う市町を支援し、地域生活支援の向上を図ります。

ウ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の強化

- ・滋賀県障害者自立支援協議会（医療的ケア児に関する協議会）等において、重症心身障害児者・医療的ケア児への支援に関する関係機関との連携の強化や支援体制の整備を検討し、支援の充実に努めます。
- ・滋賀県障害者自立支援協議会等において、医療的ケア児や重症心身障害児等の支援の総合調整を行うコーディネーターの役割等について検討を行い、機能確保に努めます。
- ・医療的ケア児の通学に係る保護者の負担軽減のための実証研究を、未実施の市町において、医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、進めていきます。

エ 障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実

- ・在宅での支援では対応が難しい行動障害や発達障害のある子、虐待を受けて家庭での生活ができない障害児を保護し、入所での支援を行う近江学園や信楽学園といった障害児入所施設について、より家庭に近い暮らしの場を提供するための小規模グループケアの推進や、子どもの心の傷を癒して回復させるための専門的なケアなどの機能の充実を図り、地域生活への移行等に努めます。

- ・近江学園については、建物の老朽化に対応するとともに、専門的なケアや地域生活への移行等、入所施設に求められている機能を充実させるため、建替に向けた検討を進めます。

7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築

- ・相談支援専門員などの人材の確保、育成により相談支援の量と質を確保するとともに、困難ケースにも対応できるよう相談支援機関とその他支援機関との連携の強化を図るなど、地域の相談支援体制の充実が求められています。
- ・また、自助、互助、共助、公助などを組合せ、障害分野以外も含めた多職種連携によるチーム支援の推進や地域住民の力の活用などにより、障害のある人もない人も含めた地域の住民すべてのための地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

ア 相談機能の充実

- ・相談支援専門員の養成や現任者等の研修の機会を確保し、相談支援専門員の人材の確保と資質向上に努めます。
- ・滋賀県障害者自立支援協議会において、基幹相談支援センター等による地域の相談支援専門員のフォローアップ体制の構築や関係機関との連携強化など、相談支援体制の充実に努めます。

イ 地域包括ケアシステムの構築

- ・滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用して、高齢福祉分野との連携や保健所による医療分野との連携など、他分野多職種との連携の強化を促進します。
- ・共生型サービス等を活用し、本人のニーズにあった支援機関の選択や地域の実情にあわせたサービス提供が行えるよう、制度の縦割りを越えた柔軟な支援体制の構築に努めます。
- ・身近な地域において、福祉、保健、医療などの必要な支援が受けられるよう、地域の支援体制整備に努めます。

8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進

- ・本県では、「県障害者スポーツ大会」や「スペシャルスポーツカーニバル」を実施し、一般のスポーツの効用に加え、リハビリテーション効果、社会参加・自立の促進などに取り組んできましたが、大会参加者の高齢化が懸念されており、平成 36 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、若年層参加者を増やす取組が必要です。
- ・また、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害のある人の文化芸術活動にも注目が集まっており、本県の先駆的な取組をさらに発信していくとともに、障害のある人が障害のない人と同様に芸術を楽しんで鑑賞できるよう、合理的配慮等を一層促進していく必要があります。

<スポーツ>

ア 障害者スポーツの普及・選手の拡大

- ・東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスタースゲームズ 2021 関西等のビッグイベントを生かし、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害のある人が県民総スポーツの祭典などのイベントに気軽に参加できる環境を整えるとともに、県障害者スポーツ協会等の関係団体、各市町と協力し、団体競技の普及も含め、選手の発掘確保に取り組めます。

イ 障害のある人の参加機会の拡大

- ・県民の障害に対する意識についての実態を把握し、障害理解を進めながら、スポーツ団体、特に障害者スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員と連携し、障害のある人もない人も、一緒にスポーツに取り組める機会づくりを推進します。
- ・障害者スポーツ団体と連携し、学校体育や部活動において障害のある児童・生徒がスポーツの楽しさに気づき、日頃からスポーツに親しめるように取り組みます。

<文化・芸術活動>

ア 障害のある人の文化芸術活動の推進

- ・障害のある人が障害のない人と同様に芸術を鑑賞できるように、アクセシビリティの充実を図ります。また、障害のある人が作品公募展等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進します。

イ 造形活動を支える仕組みづくり

- ・障害のある人が、著作権等を保護され、安心して造形作品に取り組むことができる環境を整備するため、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、著作権等の権利保護に関する理解を広げるための研修を実施するとともに、多くの職員が研修に参加できるように研修内容や募集方法の工夫に努めます。

ウ 表現活動の場の拡大、発信

- ・地域が主体となって障害のある人の表現活動を展開していけるように、障害のある人の表現活動を適切に指導・運営できる人材の育成を支援します。また、国内のみならず、海外でも高く評価されている舞台パフォーマンスなどの表現活動の取組を広く知ってもらうため、効果的な情報発信の方法を検討し、推進します。

エ 新生美術館の整備

- ・本県の福祉の現場での先駆的な造形活動の取組から生まれてきた「アール・ブリュット」を柱の一つとする新生美術館について、「美の滋賀」づくりの拠点となるよう、多くの県民の参画を得て整備します。

オ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進

- ・障害者の文化芸術国際交流事業「2017 ジャパン×ナントプロジェクト」において、障害のある人の造形作品や舞台パフォーマンスに対し国際的に高い評価を受けた成果を踏まえ、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックなどを通じて文化芸術活動による国際交流を推進します。

9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上

- ・平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害のある人がいつでもどこでも情報を容易に受け取ることができるよう、意思疎通支援の充実や情報アクセシビリティの向上が求められています。

- ・また、現代社会において情報は、日常生活や社会生活を送る上で重要なものであり、とりわけ災害時には、必要な情報が提供されなければ、生命の危機につながることもあることから、災害時にいかに情報提供等を行うかが大きな課題となっています。

ア 日常生活や社会生活における支援等の充実

- ・県が情報提供する際には、字の大きさや配色、点字など、障害特性に配慮した適切な情報保障に努めます。また、障害のある人のＩＴ利用を促進するため、ＩＴサロンを設置するとともに、移動が困難な人が自宅でパソコン等を習得できるよう、パソコンボランティアの養成および派遣を行います。
- ・東京オリンピック・パラリンピック、本県で開催される国民体育大会、全国障害者スポーツ大会に向け、市町と連携して手話奉仕員の養成を推進することにより、意思疎通支援の充実を図ります。
- ・盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、指点字など触手話以外のコミュニケーション手法の選択ができるようにするなど、意思疎通支援の充実を図ります。
- ・障害のある人が障害のない人と同様に芸術を鑑賞できるように、アクセシビリティの充実を図ります。また、障害のある人が制作した作品展覧会等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進します。

イ 災害時における支援等の充実

- ・災害発生時に、障害のある人に対して適切に情報が伝えられるよう、意思疎通支援者の確保に努めます。
- ・避難所において、視覚に障害のある人には放送やハンドマイク等での音声による情報伝達、聴覚に障害のある人にはホワイトボード等での文字情報での伝達など、障害特性に配慮した情報提供が行われるよう、市町の取組を支援します。
- ・災害時に、障害のある人が周囲の人に自分の意思や困りごとを伝えることができるよう、絵記号等の情報伝達の手段について啓発します。

10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組

- ・平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されましたが、相談・解決の具体的な仕組みの整備など、法の実効性を高める取組が求められています。
- ・障害のある人と同様に社会的障壁により様々な「生きづらさ」を抱える人を取り巻く課題に対しては、既存の制度に基づく縦割りのサービスだけではなく、県民全体で取り組んでいくことが求められています。
- ・また、障害者施策の策定・実施に当たっては、障害のある人の意思決定過程に関与する機会の確保や、女性の障害者など性別、年齢による複合的困難を抱える人への配慮など、障害者権利条約を踏まえた取組が求められています。
- ・こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって共生社会づくりを目指す取組が求められています。

ア 共生社会づくりを目指すための取組の推進

- ・ 障害者差別解消法の実効性を高めるとともに、障害のある人と同様に社会的障壁により様々な「生きづらさ」を抱える人を取り巻く課題に取り組む、という2つの問題意識のもと、「誰一人取り残さない」共生社会づくりを目指すための条例の検討を進めていきます。
- ・ 糸賀一雄、池田太郎、田村一二ら滋賀の福祉の基礎を築いた先人の実践や理念に学びつつ、共生社会の基本理念が一層広がるよう、関係団体とともに、優れた実践の検証や人材の育成を行います。

イ 障害者差別の解消と障害者理解の促進

- ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という障害者差別解消法の理念・目的や、社会モデルの考え方について県民の理解を深めるため、周知・啓発等を行うとともに、ヘルプマークをはじめとする障害のある人に関するマークの普及促進等を通じ、一層の障害者理解と合理的配慮の機運を醸成していきます。
- ・ 県をはじめ関係機関が連携して障害者差別の相談に応じ、その解消に努めるとともに、差別解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を通じた関係機関におけるネットワークの構築を推進します。

ウ 障害者虐待の防止に向けた取組の促進

- ・ 虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、滋賀県障害者権利擁護センターにおける相談や虐待防止研修の効果的な実施に努めます。

エ 防災対策

- ・ 障害のある人は、災害時に自力避難や状況の把握が困難である可能性があることから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。その担い手となる、自主防災組織、消防団、ボランティア、NPO等との協働体制の構築について、市町の取組を支援します。
- ・ 誰もが安心して避難生活を過ごすためには、どの避難所においても福祉的な配慮を行う必要があることから、障害のある人など要配慮者の特性に配慮した避難所運営の体制整備等について検討します。
- ・ 障害のある人など要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等を作成し、要配慮者が安心して過ごせる避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

(1) 目標

項 目	平成 32 年度目標	備 考
福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数	49 人 (H30 年度～H32 年度の累積) 市町における目標人数の総数	H28 年度末 4 人
県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数【県独自項目】	10 人 (H30 年度～H32 年度の累積) 市町における目標人数の総数	H28 年度末 146 人 県外入所者の実人数
県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）	県外施設入所者や在宅生活困難者の受入れを行えるよう、定員数を維持	H28 年度末定員数 999 人 (県立施設を除く)

(2) 関連施策

ア 重症心身障害児者・医療的ケア児（者）への支援の充実

（内容は、重点施策 3．アに記載）

イ 強度行動障害者への支援の充実

（内容は、重点施策 3．イに記載）

ウ 高齢障害者への支援の充実

（内容は、重点施策 3．ウに記載）

エ 相談機能の充実

（内容は、重点施策 7．アに記載）

オ 支援者等の人材育成や資質の向上

・相談支援専門員や強度行動障害者支援従事者等を対象とした研修の実施、チーム支援による支援者間の共助の促進、相談支援専門員や支援者に対する発達障害者支援センターなどの専門機関からのスーパーバイズ等により、人材の育成や資質の向上に努めます。

カ 地域生活への移行の促進

・地域における入所施設の役割や、障害者支援施設入所者等の地域生活への移行促進のための具体的方策等について市町や関係機関とともに検討し、その結果に基づき取組を進めます。
・現在の入所施設（成人施設）の定員枠を活用し、県外施設入所者の県内移行への促進等に努めます。

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

(1) 目標

項 目	平成 32 年度目標	備 考
滋賀の精神保健医療福祉チームによる圏域推進チーム会議の設置【新】	7 福祉圏域全てに設置	H28 年度末 3 福祉圏域設置
全ての市町ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置【新】	19 市町全てに設置	—
精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数【新】	794 人	H26 年 813 人
精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数【新】	349 人	H26 年 452 人
入院後 3 か月時点の退院率	69% 以上	H27 年 54.2%
入院後 6 か月時点の退院率【新】	84% 以上	H27 年 78.1%
入院後 1 年時点の退院率	90% 以上	H27 年 82.7%

(2) 関連施策

ア 精神障害に対する正しい理解の促進

- ・精神疾患や精神障害に関する正しい知識や情報を講演会等により県民に提供し、理解を深めることにより、精神疾患の早期発見、早期治療を促すとともに、精神障害のある人が住み慣れた地域で、本人の望む生活ができるよう支援します。
- ・精神障害者患者家族会や依存症等の回復のための自助グループその他関係団体との連携や、その活動を支援することにより、関係団体の活性化を図るとともに、当事者の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を推進します。

イ 安心して地域で生活するための支援の充実

- ・精神障害のある人が、住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるようにするために、医療や保健福祉による支援、家族や地域の見守り等の公私協働による地域づくりに取り組みます。
- ・福祉圏域において、医療、保健、福祉等の関係機関が連携してチーム支援を行うことにより、精神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための支援を推進します。
- ・精神科病院と保健所や市町等の公的機関や、相談支援事業所、医療機関、社会福祉協議会等の民間機関、家族会、自助グループ等の民間団体や民生委員等、地域の見守り体制の構築に取り組みます。
- ・保健所や市町の保健師、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事者を対象とした体系的な研修等を行うことにより、支援の質の向上を図ります。
- ・身近な地域で安心して生活ができるよう、退院後における、グループホームなど地域の住まいの場や日中活動の場の確保に努めます。
- ・市町を中心とした介護保険等高齢者施策との連携や、高齢者の地域移行の促進、地域生活支援の強化等を図ることにより、高齢精神障害者の支援の充実に努めます。

- ・ひきこもり状態が長期化し、社会生活の再開が困難になった当事者・家族などが、社会復帰の手がかりをつかめるよう、相談支援から活動の場づくりまで公私協働による支援を進め、そうした取組が広がり、定着するよう努めます。
- ・回復途上にある精神障害のある人に対して、実際の就労の場において必要な集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を高めるための社会適応訓練を行うとともに、地域の働き・暮らし応援センターやハローワークなどとの連携を強化することにより、精神障害のある人の一般就労・定着を促進します。

ウ 相談支援体制の充実

- ・県民が精神的不調を感じた時に相談できる窓口を明確にし、周知を行うとともに、訪問や面談等によるきめ細やかな支援の提供と、市町、相談支援事業所等関係機関との連携支援により、安心して相談できる体制の充実に図ります。
- ・福祉圏域の相談支援アドバイザーが、保健所とともに地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、精神障害のある人の地域移行に関する支援に努めます。
- ・地域自立支援協議会との情報共有や、連携による課題共有と方策の検討により、地域住民の様々なニーズに応じた相談支援やサービス提供を推進します。
- ・治療中断者や自らの意思では受診困難な精神障害のある人が、新たな入院や再入院をすることなく地域で生活していけるよう、包括的な支援体制の充実に取り組みます。

エ 精神科医療の充実

- ・急性増悪時に迅速かつ適切に精神科医療につながるよう、精神科救急情報センターの充実に努めるとともに、病診連携の推進、初期救急応需体制の充実、身体合併症を併発している精神障害のある人を受け入れる身体合併症協力病院との連携に努めます。
- ・発達障害や摂食障害を含む児童思春期精神疾患に適切に対応できるよう、小児科や精神科等医療機関の連携に努めるとともに、入院対応の出来る専門病床を有する医療機関の確保について検討します。
- ・アルコール依存症について、発症予防から進行予防、再発予防と切れ目なく取り組むために、精神医療センターがアルコール健康障害の専門医療機関・依存症治療拠点機関として核となり、地域の医療機関におけるアルコール診療技術の向上や連携体制の構築に取り組みます。
- ・高次脳機能障害について、必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけ医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制の構築を図ります。
- ・うつ病対策について、かかりつけ医などに対する研修により一般医療機関と精神科医療機関との連携強化を図ることで早期発見・早期治療につなげることや、医療関係者への治療技法の普及により、早期に有効な治療につながる連携を促進します。また、救急告示病院等や精神科医療機関と保健所、市町などとの連携に加え、警察や消防との連携強化等更なる充実に図ります。
- ・災害発生を想定し、有事の際には、危機管理体制のもと迅速に災害派遣精神医療チームを組織できるように、県内の精神科医療機関と検討を進めます。

3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】

(1) 指標

項 目	平成 32 年度の見込み数	備 考
発達障害者支援地域協議会の開催回数【新】	年間 3 回	H28 年度 3 回
発達障害者支援センターの相談件数【新】	860 件	H28 年度 855 件
発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による関係機関へのコンサルテーション件数【新】	1. 発達障害者支援センターによるコンサルテーション：450 件 2. 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション：2,000 件	1. について H28 年度 366 件 2. について H28 年度 1,399 件
発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による外部機関や地域住民への研修、啓発回数【新】	1. 発達障害者支援センターによる研修、啓発回数：130 回 2. 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による研修、啓発回数：14 回	1. について H28 年度 132 回 2. について H28 年度 12 回

(2) 関連施策

ア 発達障害者支援地域協議会による情報共有と連携の強化

- ・発達障害者支援地域協議会において、発達障害のある人の支援ニーズの把握や、市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有と連携の強化を図るとともに、支援体制についての検討等を行うことにより、発達障害のある人の生涯を通じた支援の充実を図ります。

イ 早期発見、早期支援の推進

- ・発達障害を、できるだけ早期に発見し適切な支援につなげるために、巡回支援専門員派遣事業の実施や児童発達支援センターの設置により、早期発見、早期支援の推進に努めます。

ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実

- ・発達障害のある生徒や学生に対して、キャリア支援コーディネーターが学校を巡回するなど、在学中から福祉等の関係機関が協働して支援に取り組むことにより、卒業後の就労や地域生活について切れ目ない支援の強化を図ります。
- ・本県で取り組んできた高機能発達障害者を対象とする生活訓練と就労準備訓練の一体的な実施による支援プログラムを普及し、支援者のスキルアップを図ることや、地域生活への移行について支援方法を共有することなどにより、発達障害のある人の就労・地域生活での自立を促進します。

エ 福祉圏域における支援体制の充実

- ・認証発達障害者ケアマネージャーによる福祉圏域での関係機関へのコンサルテーションや、地域障害者自立支援協議会における発達障害者支援体制についての検討等により、福祉圏域における支援体制の充実を図ります。

オ 発達障害者支援センターによる支援

- ・市町や関係機関における発達障害児者支援に対するコンサルテーションや困難事例の相談支援、支援者を対象とする研修を行うことにより、支援の質の向上を図ります。
- ・学校や職場、身近な地域において、発達障害のある人に対して支援ができるサポーターを養成するための研修を実施します。
- ・家族支援に関する研修等の開催や、市町や当事者団体など関係機関との連携を深めることにより、家族支援の充実を図ります。

カ 発達障害のある人に対する医療的支援の充実

- ・医師と医療関係者に対する研修会等を開催することにより、発達障害の早期発見のための診断や、発達障害のある人に対する医療的支援の充実を図ります。

4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

(1) 目標

項 目	平成 32 年度目標	備 考
地域生活支援拠点等の整備	各市町または各福祉圏域に少なくとも 1 つ設置	H28 年度 0

(2) 関連施策

ア 地域生活支援拠点等の整備

- ・市町に対して地域生活支援拠点等に関する必要な情報提供を行い、整備を促進します。

イ 相談支援体制の充実

- ・相談支援専門員の養成や現任者等の研修の機会を確保し、相談支援専門員の人材の確保と資質向上に努めます。
- ・滋賀県障害者自立支援協議会において、基幹相談支援センター等による地域の相談支援専門員のフォローアップ体制の構築や関係機関との連携強化など相談支援体制の充実に努めます。

ウ 滋賀県障害者自立支援協議会によるネットワークの強化

- ・滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用して、高齢福祉分野との連携や保健所による医療分野との連携など、他分野多職種との連携の強化を促進します。

5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

(1) 目標

項 目	平成 32 年度目標	備 考
福祉施設利用者のうち、一般就労に移行する者の数	203 人	H28 年度 135 人
就労移行支援事業の利用者数	461 人 市町のサービス見込量の総数	H28 年度 257 人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 4 割以上	H28 年度 29.7% 移行率 3 割以上の事業所割合
全就労移行支援事業所の就労移行率【県独自項目】	全就労移行支援事業所において、1 人以上の一般就労を実現させるとともに、全体の移行率を 20% 以上にする	H28 年度 22.7% H28 における移行実績がなかった事業所の割合 37.8%
就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率【新】	8 割以上	平成 27 年度 78.1%

(2) 指標（上記目標を達成するために必要な量）

項 目	平成 32 年度の見込み数	備 考
就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労へ移行する者の数	180 人	H28 年度 120 人
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数【新】	5 人	H28 年度 4 人
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数【新】	158 人	—
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数【新】	119 人	—
公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数【新】	66 人	—

(3) 関連施策

ア 地域社会での障害のある人の「働く」を促進

■ 企業や事業所への情報提供

- ・ 障害のある人が働き続けられるよう、支援するジョブコーチやリワーク支援、雇用する際などに利用できる各種助成金制度等について、積極的な周知に努めます。
- ・ 障害のある人の特性や就業中の課題等について、より理解が深まるような取組を推進することなどにより、障害者雇用について理解の促進に努めます。

- ・滋賀県社会就労事業振興センターと連携し、企業、障害福祉サービス事業所への共同受注等についての情報提供を行うとともに、就労支援についての研修を実施することにより、企業と障害福祉サービス事業所とのつながりを広げ、障害のある人の就労を促進します。

■ 障害者雇用についての啓発

- ・障害者雇用優良事業所や優秀勤労障害者等の知事表彰を行い、その努力と功績を称え、これを広く周知することにより、社会における障害者雇用の理解を広めます。
- ・障害者雇用促進法の中で定められている、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供義務等の内容について企業に周知・啓発することにより、企業における障害のある人の安定的な雇用の促進を図ります。

■ 多様な分野における体験・実習・訓練の場の開拓および確保

- ・就労体験や企業における雇用体験の場を提供し、一般就労へのきっかけをつくるとともに、企業等の障害者雇用に対する理解を深めることにより、障害のある人の一般就労を促進します。
- ・介護等の場や農業分野をはじめとした多様な分野での訓練や就労が促進されるよう、関係機関と連携し、新たな分野における職域の開拓や就労先の確保を一層進めます。
- ・県立高等技術専門校において障害の特性に応じた職業訓練を実施するほか、企業や民間教育訓練機関等を活用し、障害のある人の身近な地域において、一人ひとりの態様に応じた多様な委託訓練を実施します。
- ・精神保健職業リハビリテーション事業により、協力事業所において、精神障害のある人の社会適応訓練事業を実施し、社会的自立を促進します。

■ 知的障害のある人の職域の拡大

- ・知的障害のある人が、その特性を生かして働くことができる場として期待されている介護や保育の場における雇用を促進していくため、介護等の場で就労を希望する知的障害のある人を対象とした資格認定研修の実施、介護事業所等における環境整備に対する支援、雇用に向けた調整や情報提供等を行い、知的障害のある人の活躍の場と雇用の拡大に努めます。

■ 就労定着支援事業の普及啓発

- ・就労後の雇用が継続するよう、生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努めます。

イ 福祉施設利用者などの一般就労等への移行促進

- ・就労移行支援事業所の活用や、障害のある人の能力に応じた柔軟な障害福祉サービスの選択がなされ、福祉施設利用者などの一般就労への移行が促進されるよう、就労継続支援B型事業所の利用者が就労移行支援事業所へ移行するための取組等を行います。
- ・支援事例を収集し、効果的な支援方法等の検証を行うことにより、就労移行促進に関する研修等の充実や地域における事業所間のつながりの強化を図ります。
- ・専門的な技術を学ぶ職員研修等を実施することにより、就労支援に関わる障害福祉サービス事業所職員の意識および支援技術の向上を図ります。

- ・重度の障害のある人が、最低賃金の保障など、一般就労と同じ労働条件の中で就労を行うことができるよう、就労継続支援 A 型事業所での重度の障害のある人の受入れを支援します。

ウ 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実

- 働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）による支援の推進
 - ・福祉圏域における働き・暮らし応援センターが、地域の障害者雇用・就労支援の拠点として、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業等と連携を図ることより、地域における支援体制の充実を図ります。
- 滋賀県障害者雇用対策本部での連携
 - ・障害のある人の雇用に関連する施策について、知事部局、企業庁、病院事業庁、警察本部、教育委員会等の関係所属はもとより、滋賀労働局とも連携しながら、それぞれの取組を総合的かつ効果的に実施することで、障害者雇用の一層の推進を図ります。
- 滋賀県障害者自立支援協議会における教育・福祉・労働の連携
 - ・教育・福祉・労働が連携し、職業教育や就労支援、進路の確保などを効果的に実施できるよう、滋賀県障害者自立支援協議会において情報交換や協議の場を設けます。

エ 発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援

- 発達障害のある人に対する就労支援
 - ・働き・暮らし応援センターや発達障害者支援センターなど関係機関が連携しながら発達障害のある人に対する就労に向けた総合的な支援を行います。
 - ・滋賀労働局が実施している企業の職員等を対象とした、精神障害、発達障害の特性理解や職場における工夫を学ぶ研修について、福祉事業所に情報提供や情報共有をすることにより、精神障害、発達障害のある人の職場定着を図ります。
- 高次脳機能障害のある人に対する就労支援
 - ・滋賀県立むれやま荘において、専門機関や地域の関係機関と連携しながら、高次脳機能障害のある人の就労に向けた自立訓練や就労移行訓練を提供します。
 - ・福祉圏域において、高次脳機能障害支援センターや働き・暮らし応援センターなど各関係機関が連携しながら、高次脳機能障害のある人に対する就労支援を含めた支援体制の充実を図ります。
 - ・高次脳機能障害支援センターにおいて、支援機関との連携のもと、就労や定着に向けたソーシャルスキルトレーニングを実施するなど、コミュニケーションスキルの向上に向けた支援を行います。
- 難病患者に対する就労支援
 - ・滋賀県難病相談・支援センターにおいて、定期的にハローワークの難病就労サポーターを配置するなど、関係機関と連携しながら難病患者の就労に向けた支援を行います。

オ 就労収入の向上

- ・就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキルの向上、販路および職域の拡大、受注能力の向上、情報発信の強化などによる社会的認知の向上等、「仕事おこし」の取組を支援します。
- ・障害のある人の雇用の促進と就労支援事業所で働く障害のある人の就労収入の向上が図れるよう、「滋賀県による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、県のすべての機関における障害福祉就労施設等への発注を促進します。
- ・「滋賀県ナイスハート物品購入制度」による障害者雇用促進事業者に対する優先的取扱いや、競争入札参加者資格の審査項目または総合評価一般競争入札もしくはプロポーザルにおける落札者決定基準等において、障害者雇用にかかる評価を付加することにより、公契約における障害者の就業を促進するための取組を進めます。
- ・官公庁だけでなく、福祉施設への優先調達が民間の事業者へも広がるよう、企業等から福祉施設への発注に関する取組を支援します。

6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策

(1) 目標

項 目	平成 32 年度目標
児童発達支援センターの設置【新】	各市町または各福祉圏域に少なくとも 1 か所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築【新】	全ての市町において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保【新】	各市町または各福祉圏域に少なくとも 1 か所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新】	各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置

(2) 関連施策

ア 地域支援体制の整備

■ 地域における支援体制の強化

- ・身近な生活の場において効果的に早期療育が受けられるよう、市町児童発達支援事業所等に対して、PT、OT等の専門職員の配置について支援を行います。
- ・小児保健医療センター療育部を中心に、研修の実施や専門職員の派遣等を行うことにより、地域児童発達支援事業所等における専門性の向上への支援を図ります。
- ・小児保健医療センター療育部において、専門的な支援が必要な重症心身障害児や医療的ケア児に対して、医療と連携した総合療育を提供します。また、小児保健医療センターの機能再構築にあわせ、機能強化に向けた検討を進めます。
- ・自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害について、早期把握・早期療育支援が行えるよう、関係者の資質の向上に努めます。

■ 地域自立支援協議会等を活用した連携の強化

- ・就学前、就学期（保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等）障害児から障害者、障害児入所施設から地域生活への移行等、ライフステージ等に応じた切れ目のない支援ができるよう、地域自立支援協議会等を活用し、関係機関の情報共有や連携の強化を図ります。

■ 障害児入所施設における支援

- ・近江学園と信楽学園の定員枠を活用し、地域支援では対応が難しい障害のある子どもや虐待を受けている障害のある子どもなどに対して、それぞれの児童の特性にあわせた入所支援を行うとともに、市町などの関係機関と連携し、地域の障害児への支援にも努めます。
- ・近江学園では、主に学齢期障害児に対して生活面を中心に支援を行い、家庭生活への復帰等に取り組めます。
- ・信楽学園では、主に高等学校年齢障害児に対して就労に向けた支援を行い、地域生活への移行等に取り組めます。

- ・現在の医療型障害児入所施設の定員枠を活用し、増加傾向にある医療的ケア児や重症心身障害児の受入れを進めるとともに、レスパイトなど地域生活を継続するために必要な支援の充実に努めます。
- ・近江学園については、建物の老朽化に対応するとともに、入所施設に求められている機能を充実させるため、建替に向けた検討を進めます。

イ 早期発見・早期支援の推進

■ 周産期保健医療体制の充実

- ・妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供し、ハイリスク妊婦やハイリスク新生児に対応できるよう周産期医療体制を充実強化します。

■ 母子保健サービス等の充実

- ・出生前後における医療機関からのハイリスク連絡や、新生児訪問、未熟児訪問指導、乳幼児健康診査等の母子保健活動から早期介入・早期支援に結びつけます。
- ・新生児期に先天性代謝異常等の検査を実施し、放置すると知的障害等の症状を来す疾患を早期に発見し、早期に治療することにより障害を予防します。また、障害の早期発見、早期治療の推進のため、市町で実施している乳幼児健診や母子保健活動を支援し、保健所、県立小児保健医療センターとともに、関係者が連携した総合的な健診体制の充実を図ります。

■ 保健医療従事者の資質向上

- ・周産期医療や母子保健に従事する保健医療関係者への資質向上を図るため、専門研修の充実を図ります。

■ 歯科保健医療の充実

- ・地域の児童発達支援事業を利用する子どもに対する歯科健診およびフッ化物塗布、保護者と職員に対する歯科保健指導の充実を図ります。
- ・障害のある人の生涯にわたる口腔の健康管理を行うために、歯科健診の機会を確保するとともに、かかりつけ歯科医の必要性について啓発し、早期にかかりつけ歯科医が持てるよう推進を図ります。
- ・歯科治療が必要な場合には、地域のかかりつけ歯科医療機関をはじめ口腔衛生センターや地域の病院歯科において歯科治療が受けられるよう、地域完結型の歯科医療体制を整備します。

ウ 子ども・子育て支援等の充実

■ 障害のある子どもの保育の推進

- ・認定こども園、保育所および幼稚園において、障害のある子ども一人ひとりの発達段階や障害の状態に応じたきめ細やかな教育・保育の実施を推進します。
- ・保育所等を利用する障害のある子どもが保育所等における集団生活に適應できるよう、保育所等訪問支援の実施を促進します。

■適切なサービスの確保と質の向上

- ・障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブでの障害のある子どもの受入れを促進するため、障害児受入推進事業等を実施し、障害のある子どもの放課後の生活の充実を図ります。
- ・児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者等の障害児通所支援事業者に対し、ガイドラインの遵守やサービス自己評価の情報公表の促進等により、支援の質の向上を図ります。

エ 教育機関との連携

- ・学校内外での活動に対して一貫した支援ができるよう、放課後等デイサービス事業所と特別支援学校など、教育機関との情報共有、連携を図ります。

オ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援体制の整備

■サービス体制の整備促進

- ・滋賀県障害者自立支援協議会（医療的ケア児に関する協議会）等において、医療的ケア児への支援に関する関係機関との連携の強化や支援体制の整備を検討し、支援の充実に努めます。
- ・重症心身障害児等が身近な地域で支援を受けられるよう、市町や福祉圏域ごとに重症心身障害児等に対応できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備の促進に向けた支援に努めます。
- ・保育所等において医療的ケア児を受け入れるため看護師等を派遣するなどの体制整備を行う市町を支援し、地域生活支援の向上を図ります。

■関連分野の支援を調整するコーディネート機能の検討

- ・滋賀県障害者自立支援協議会等において、医療的ケア児や重症心身障害児等の支援の総合調整を行うコーディネーターの役割等について検討を行い、機能確保に努めます。

■地域自立支援協議会等を活用した連携の推進

- ・保健所などが必要な支援を行うことにより、地域自立支援協議会等において、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等の支援機関と、診療所や訪問看護事業者等の医療機関との連携の強化を進めます。

7. 人材の確保および資質の向上のための施策

障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する人材の確保と資質の向上を図ります。

(1) 関連施策

ア サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成

- ・質の高い相談支援やサービス等利用計画の適切な作成等ができる相談支援専門員を養成する研修を実施するとともに、障害のある人のニーズに的確に対応できるよう、サービスの質の確保に必要な知識・技能を有するサービス管理責任者や、外出時における移動中の支援、強い行動障害の状態を示す方への適切な支援等を行うことができる人材を養成する研修を実施します。

イ 滋賀県介護・福祉人材センターによる人材の確保、育成、定着の一体的な推進

- ・広く県民に対して福祉職場への就労を促進するための広報・啓発や職場体験等の機会の提供を行うとともに、潜在有資格者の職場復帰を支援することにより、多様な人材層の参入を促進します。
- ・市町やハローワーク等の関係機関と連携を図り、福祉職場での就労を希望する者と求人事業所とのマッチングを支援します。
- ・事業所内の新任職員の相談体制の充実や職場を超えたコミュニケーションの活性化を通じて若手職員の資質向上と職場定着を促進します。
- ・現任職員の職業生活上の相談対応や事業所内研修への講師派遣等を実施し、働きやすい環境の整備や現場での課題解決力の向上を図ります。

ウ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成

- ・リハビリテーション専門職の県内定着、県内誘導を図るために、修学資金制度の運用を行うとともに、医療福祉拠点整備事業等により、大学等の高等教育機関の整備を促進します。
- ・リハビリテーション専門職が、地域ごとのリハビリテーション推進の中核を担う責務があることを自覚するとともに、総合知識を習得した各地域における旗振り役となれる人材の育成を県立リハビリテーションセンターにおいて推進します。

エ 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

- ・障害福祉サービス事業所等の管理者やサービス管理責任者等を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待の防止のための組織・運営体制、障害者に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性にも配慮した支援方法についての研修を実施します。
- ・市町職員および相談窓口職員を対象とした障害者虐待の通報を受けた際の対応方法や虐待を受けた障害者に対する支援に関する専門的知識、援助技術、養護者に対する支援その他についての研修を実施します。

8．障害福祉サービス等の見込量

- ・県全体および福祉圏域別の必要なサービス等の見込量
市町の障害福祉サービス等の見込量を積み上げて、最終案で記載予定

9. 県が実施する地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業のことと言えます。

県が実施する地域生活支援事業の量を見込み、事業の計画的な実施に努めます。

○発達障害者支援センター運営事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
発達障害者支援センターにおいて、発達障害に係る相談支援や就労支援を行うとともに、市町の発達支援センター等の関係機関との連携や役割分担により、重層的な支援体制を構築する。	利 用 見 込 者 数	860 人	860 人	860 人

○高次脳機能障害支援普及事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
高次脳機能障害者支援センターにおいて、関係機関と連携のもと、高次脳機能障害のある人の地域生活を支える人材養成や身近な地域での相談支援を行うとともに、県民への知識の普及や理解の促進を図る。	利 用 見 込 者 数	180 人	180 人	180 人

○障害児等療育支援事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
小児保健医療センター療育部から専門職員を派遣し、地域の児童発達支援事業所等の支援を行う。	派 遣 回 数	140 回	140 回	140 回

○障害者就業・生活支援センター事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉圏域における働き・暮らし応援センターが、地域の障害者雇用・就労支援の拠点として、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業等と連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図る。	支 援 す る 在 職 者 数	2,992 人	3,196 人	3,400 人

○手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者、要約筆記者の養成研修を行い、人材の確保に努める。	研 修 修 了 者 数	75 人	83 人	91 人

○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
盲ろう者向け通訳・介助者の養成研修を行い、人材の確保に努める。	研 修 修 了 者 数	17 人	20 人	24 人

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広域的な対応や専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う。	派 遣 回 数	449 人	458 人	467 人

○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広域的な対応や専門性の高い意思疎通支援を行う盲ろう者向け通訳・介助者の派遣を行う。	派 遣 回 数	2,538 人	2,716 人	2,906 人

○意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の派遣にかかる市町相互間の連絡調整を行う。	事業実施の有無	有	有	有

○都道府県相談支援体制整備事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域自立支援協議会および相談支援体制の強化に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進する。	アドバイザー数	20 人	20 人	20 人

○発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

事業の実施に関する考え方		見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
発達障害のある人の支援ニーズの把握や市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有や支援体制についての検討等を行う地域協議会の開催により、発達障害のある人への生涯を通じた支援体制の充実を図る。	実施開催回数	3 回	3 回	3 回